

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年3月19日提出
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大関 洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号
【事務連絡者氏名】	投資信託業務部 茶木 健
【電話番号】	03 - 5533 - 4608
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	D C ニッセイバランスアクティブ
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限 1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年12月20日をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」ということがあります）の記載事項を投資信託約款の変更にともない新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出します。

## 【訂正の内容】

\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

### (12) 【その他】

<訂正前>

当ファンドは確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファン

ドであり、受益権の取得申込みの勧誘は、資産管理機関および国民年金基金連合会（国民年金基

金連合会が委託する事務委託先金融機関も含みます）に対してのみ行われます。

ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

「DCニッセイバランスアクティブ」<愛称：年年歳歳（確定拠出年金）>（以下「当ファ

ンド」ということがあります）につきましては、2024年9月24日から2024年10月29日

までの間、信託約款の変更に関する異議申立ての受付けを行いました。

当該期間内に、異議を申し立てた受益者の受益権の合計口数が2024年9月24日時点の当

ファンドの受益権総口数の2分の1を超えていたので、当ファンドは「2025年3月20

日」を信託約款変更の効力発生日とすることを決定いたしました。

なお、信託約款の変更内容は、下記のとおりとなります。

当ファンドのご購入に際しては、当記載を十分にご認識のうえ、お申込みいただきますよう

お願い申し上げます。

### 記

#### ● 信託約款変更の内容（変更内容の詳細は投資信託約款変更新旧対照表をご参照ください）

変更事項	変更の内容							
運用方針の 変更	投資対象の各資産における変更は以下のとおりです。 (1) 国内株式運用部分 投資対象マザーファンドを「ニッセイ国内株式マザーファンド」から投資環境に応じて適宜マザーファンドを変更するマルチマネージャー方式へ変更し、マザーファンドの組入比率を適切に調整します。 (2) 国内債券運用部分 投資対象マザーファンドを「ニッセイ国内債券マザーファンド」から「ニッセイ国内公社債クレジット特化型マザーファンド」および「ニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型）マザーファンド」に変更し、両マザーファンドの組入比率を適切に調整します。 (3) 外国株式運用部分 投資対象マザーファンドを「ニッセイ／パナム・海外株式マザーファンド」から投資環境に応じて適宜マザーファンドを変更するマルチマネージャー方式へ変更し、マザーファンドの組入比率を適切に調整します。 (4) 外国債券運用部分 投資対象マザーファンド（ニッセイ／パナム・海外債券マザーファンド）に変更はありません。							
信託報酬の 引下げ 【信託報酬の内訳は 参考情報】	【変更前【税抜:年率】】				【変更後【税抜:年率】】			
	総額	委託	販社	受託	総額	委託	販社	受託
	1.30%	0.60%	0.60%	0.10%	1.19%	0.56%	0.56%	0.07%
申込受付 不可日の追加	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受付けを行いません。							

## 追加型証券投資信託「DCニッセイバランスアクティブ」

## 投資信託約款変更新旧対照表

新	旧
運用の基本方針	
(略)	(略)
<b>2. 運用方法</b>	<b>2. 運用方法</b>
(1) 投資対象	(1) 投資対象
下記の各親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。	下記の各親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。
親投資信託 <u>ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド</u>	親投資信託 <u>ニッセイ国内株式マザーファンド</u>
親投資信託 <u>ニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型）マザーファンド</u>	親投資信託 <u>ニッセイ国内債券マザーファンド</u>
(削除)	
親投資信託 <u>ニッセイ／パトナム・海外債券 マザーファンド</u>	親投資信託 <u>ニッセイ／パトナム・海外株式 マザーファンド</u>
<u>その他、別に定める親投資信託（以下「投資対象ファンド」といいます。*) の受益証券を主要投資対象とします。</u> なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。	親投資信託 <u>ニッセイ／パトナム・海外債券 マザーファンド</u>
<u>※ 今後、投資対象ファンドが追加または変更になる場合があります。</u>	なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。
(2) 投資態度	(2) 投資態度
① 主として上記各親投資信託の受益証券および投資対象ファンドの受益証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式、公社債等に分散投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長をめざします。	① 主として上記各親投資信託の受益証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式、公社債等に分散投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。
② (略)	② (略)
③ 上記親投資信託および投資対象ファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては直接国内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。	③ 上記親投資信託の受益証券の組入比率は原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては直接国内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。
④ <u>投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、投資対象ファンドとして定められていた投資信託証券が投資対象ファンドから除外されること、もしくは新たな投資信託証券が投資対象ファンドとして定められることがあります。なお、全ての投資対象ファンドに投資するとは限りません。</u>	(新設)

追加型証券投資信託 DCニッセイバランスアクティブ

新	旧
⑤ (略) (略)	④ (略) (略)
<b>追加型証券投資信託 D Cニッセイバランスアクティブ 約　款</b>	<b>追加型証券投資信託 D Cニッセイバランスアクティブ 約　款</b>
<p><b>(受益権の申込単位、価額および手数料等)</b></p> <p>第13条 取扱販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口の整数倍をもって<u>取得の申込みに応ずる</u>ことができるものとします。</p> <p>② 前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>③ 第1項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第52条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る取得申込に限ってこれを受付けるものとします。</p> <p>④ (略) ⑤ (略) ⑥ (略) ⑦ (略)</p> <p><b>(運用の指図範囲等)</b></p> <p>第22条 委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド」、「ニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型） マザーファンド」、「ニッセイ／バトナム・海外債券マザーファンド」の受益証券お</p>	<p><b>(受益権の申込単位、価額および手数料等)</b></p> <p>第13条 取扱販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口の整数倍をもって<u>売却します</u>。</p> <p>② 前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>(新設)</p> <p>③ (略) ④ (略) ⑤ (略) ⑥ (略)</p> <p><b>(運用の指図範囲等)</b></p> <p>第22条 委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された第1号から第4号までの親投資信託（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の第5号から第26号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証</p>

追加型証券投資信託 D Cニッセイバランスアクティブ

新	旧
<p>より別に定める親投資信託（以下「投資対象ファンド」といいます。）（以下、それぞれを総称し「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. (略)</p> <p>11. (略)</p> <p>12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの</p> <p>13. (略)</p> <p>14. (略)</p> <p>15. (略)</p> <p>16. (略)</p> <p>17. (略)</p> <p>18. (略)</p> <p>19. (略)</p> <p>20. (略)</p> <p>21. (略)</p> <p>22. (略)</p> <p>なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を</p>	<p>券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>1. ニッセイ国内株式マザーファンド</p> <p>2. ニッセイ国内債券マザーファンド</p> <p>3. ニッセイ／パトナム・海外株式 マザーファンド</p> <p>4. ニッセイ／パトナム・海外債券 マザーファンド</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. (略)</p> <p>11. (略)</p> <p>12. (略)</p> <p>13. (略)</p> <p>14. (略)</p> <p>15. (略)</p> <p>16. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第5号から第15号までの証券または証書の性質を有するもの</p> <p>17. (略)</p> <p>18. (略)</p> <p>19. (略)</p> <p>20. (略)</p> <p>21. (略)</p> <p>22. (略)</p> <p>23. (略)</p> <p>24. (略)</p> <p>25. (略)</p> <p>26. (略)</p> <p>なお、第5号の証券または証書、第16号および第21号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第10号までの証券ならびに第16号および第21号の証券または証書のうち第6号から第10号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号および第18号の証券を</p>

追加型証券投資信託 DCニッセイバランスアクティブ

新	旧
<p>以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</p> <p>④～⑩ (略)</p>	<p>以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</p> <p>④～⑩ (略)</p>
<b>(信託報酬等の総額および支弁の方法)</b>	<b>(信託報酬等の総額および支弁の方法)</b>
<p>第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>119</u>の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 委託者は、<u>主要投資対象とする「ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式 マザーファンド」、「ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式II マザーファンド」および「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受けける報酬を次のとおり支弁するものとします。</u></p> <p><u>投資信託財産に属する「ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式 マザーファンド」の時価総額に毎日、年10,000分の49の率を乗じて得た金額を、第1項に基づいて委託者が受けける報酬から毎年3月、6月、9月および12月の各末日後または投資一任契約終了時に支弁します。</u></p> <p><u>投資信託財産に属する「ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式II マザーファンド」の時価総額に年10,000分の40以内の率を乗じて得た金額を、第1項に基づいて委託者が受けける報酬から毎年3月および9月の各末日後または投資一任契約終了時に支弁します。</u></p> <p><u>投資信託財産に属する「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の時価総額に毎日、年10,000分の14.5の率を乗じて得た金額を、第1項に基づいて委託者が受けける報酬から毎年6月および12月の各20日（休業日の場合は翌営業日）または投資一任契約終了時に支弁します。</u></p>	<p>第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>130</u>の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 委託者は、<u>第22条第1項第3号に規定する「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」および同項第4号に規定する「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受けれる報酬を、第1項に基づいて委託者が受けれる報酬から上記各マザーファンドの毎計算期末または投資一任契約終了時に支弁するものとし、その報酬額は当該計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属する「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」の時価総額に年10,000分の46の率を乗じて得た金額、および「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の時価総額に年10,000分の36の率を乗じて得た金額とします。</u></p>
<b>(一部解約)</b>	<b>(一部解約)</b>
<p>第54条 (略)</p> <p>② 前項の場合の一部解約請求申込日がニューヨーク</p>	<p>第54条 (略)</p> <p>(新設)</p>

追加型証券投資信託 DCニッセイバランスアクティブ

新	旧
<p>一ク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。</p> <p>③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社報法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。</p>	
<p>附則第1条 約款第13条第6項の「DCニッセイバランスアクティブライト自動けいぞく(累積)投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「DCニッセイバランスアクティブライト自動けいぞく(累積)投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「DCニッセイバランスアクティブライト自動けいぞく(累積)投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。</p> <p>附則第4条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>1. 別に定める親投資信託 運用の基本方針および投資信託約款第22条第1項の「別に定める親投資信託（投資対象ファンド）」とは、次の親投資信託をいいます。</p>	<p>附則第1条 約款第13条第5項の「DCニッセイバランスアクティブライト自動けいぞく(累積)投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「DCニッセイバランスアクティブライト自動けいぞく(累積)投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「DCニッセイバランスアクティブライト自動けいぞく(累積)投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。</p> <p>附則第4条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(新設)</p>

追加型証券投資信託 DCニッセイバランスアクティブライト

新	旧
<p>・国内株式を投資対象とするマザーファンド</p> <p>親投資信託 ニッセイ国内株式配当利回り <u>重視型 マザーファンド</u></p> <p>親投資信託 ニッセイJPX日経400アク <u>ティブ マザーファンド</u></p> <p>親投資信託 ニッセイ国内株式リサーチ・バリ <u>ュー マザーファンド</u></p>	
<p>・海外株式を投資対象とするマザーファンド</p> <p>親投資信託 ニッセイ／ブラウン・グローバ <u>ル・リーダーズ株式 マザーファ ンド</u></p> <p>親投資信託 ニッセイ／サンダース・グローバ <u>ルバリュー株式II マザーファン ド</u></p>	

追加型証券投資信託 DCニッセイバランスアクティブ

#### <訂正後>

当ファンドは確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファン  
ドであり、受益権の取得申込みの勧誘は、資産管理機関および国民年金基金連合会（国民年金基  
金連合会が委託する事務委託先金融機関も含みます）に対してのみ行われます。

ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。



## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

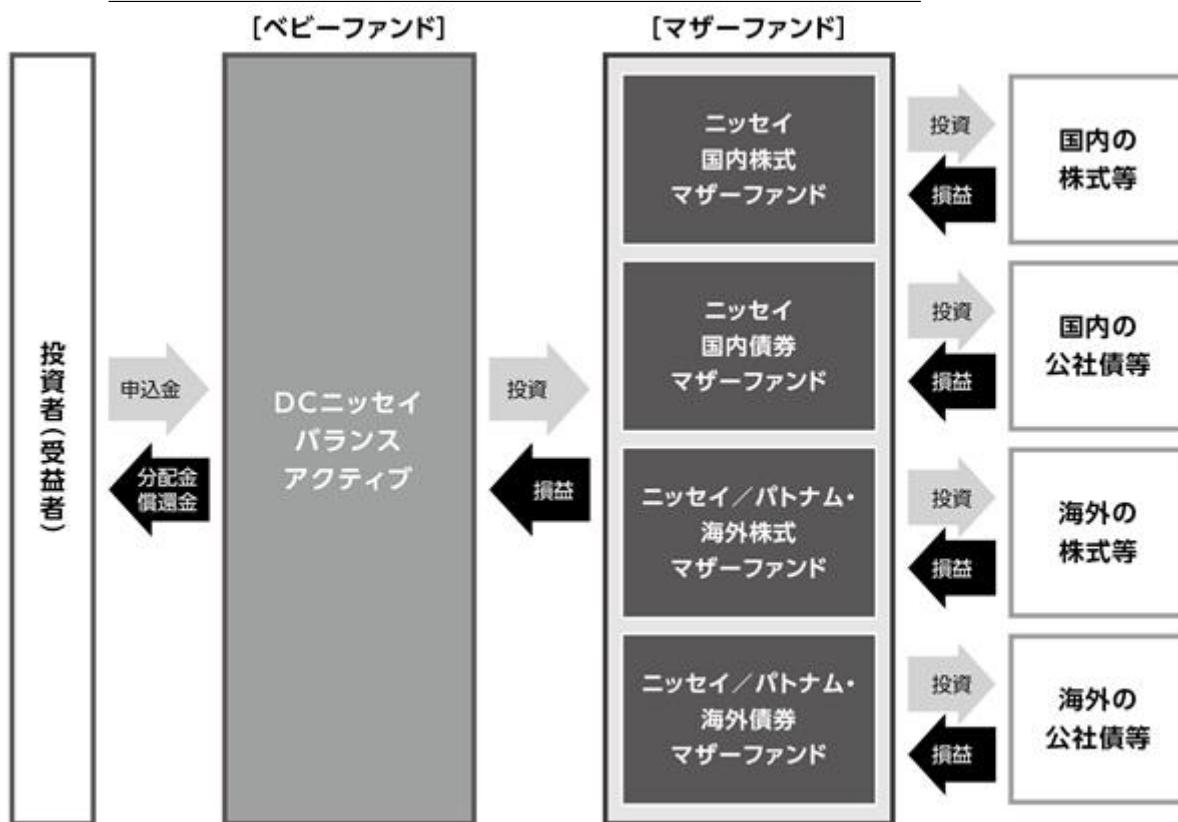
##### 基本方針

ファンドは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファンドとして、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

##### ファンドの特色

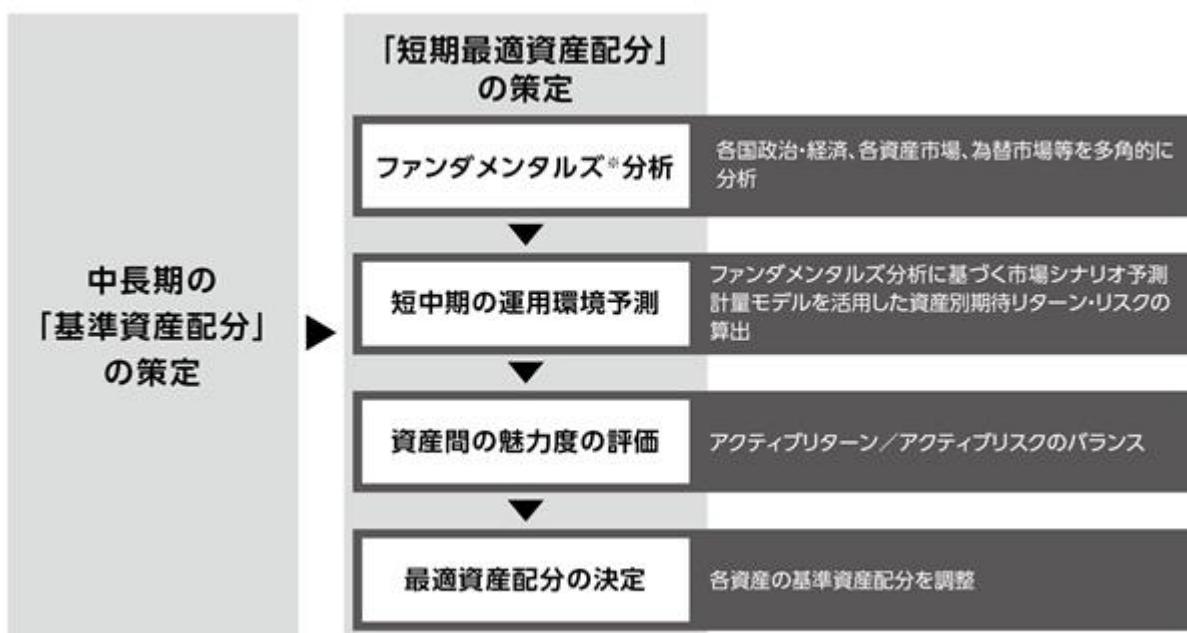
マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の株式および公社債に分散投資を行います。

・ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



! マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

運用収益の追求と安定を図るため、中長期的な資産配分方針として「基準資産配分」を設定し、その「基準資産配分」を中心に市場環境の変化等に応じて配分比を機動的に変動させる「短期最適資産配分」戦略を行うことにより、資産配分によるリスクをコントロールしつつ付加価値の向上を図ります。



\*ファンダメンタルズとは、経済活動の状況を示す基礎的な要因のこと、経済の基礎的要件と訳されます。

国内株式マザーファンドおよび国内債券マザーファンドの運用をニッセイアセットマネジメントが、海外株式マザーファンドおよび海外債券マザーファンドの運用をザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーが行います。

ニッセイ国内株式マザーファンド（運用：ニッセイアセットマネジメント）

- ・アナリストチームが徹底した企業調査・分析に基づき、組入候補銘柄を厳選します。
- ・ポートフォリオ・マネジャーが投資環境分析等に基づき運用戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。
- ・グロース投資（成長株投資）、バリュー投資（割安株投資）などの投資スタイルをあらかじめ限定せず、運用環境から最も効率的と考えられる運用戦略を決定します。

ニッセイ国内債券マザーファンド（運用：ニッセイアセットマネジメント）

- ・投資環境分析、期間別金利水準の動向、個別債券銘柄の分析等に基づき、債券の利回り変化に対する価格変動性のコントロールを行うとともに、長期・中期・短期債のウエイト、投資銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。
- ・原則として、投資適格債への投資により、信用リスクを抑制します。

— 投資適格債とは、債券格付（債券の元本、利息支払いの確実性の度合いを示す尺度）がB B B格相当以上の債券です。

ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド（運用：ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー）

- ・グローバルな視点に立った企業調査分析・投資環境分析を徹底し、世界各国の優良銘柄に分散投資します。
- ・アナリストとポートフォリオ・マネジャーが投資哲学と情報を共有しつつ、国・セクター（業種等）・銘柄固有要素の3つの側面を統合した銘柄選択とポートフォリオ構築を行います。
- ・外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド（運用：ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー）

- ・各国の経済・政治情勢や金融政策等の環境分析に基づき、国別配分を決定します。
- ・投資環境分析に基づく国別の金利・為替見通しにより、債券の利回り変化に対する価格変動性のコントロールを行うとともに為替戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。
- ・外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

— ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーは、フランクリン・テンプルトン・グループの運用会社です。

## フランクリン・テンプルトン・グループについて

フランクリン・テンプルトン・グループは米国カリフォルニア州サンマテオに本部を置く、独立系の資産運用会社グループです。150カ国以上のお客様にサービスを提供し、複数の資産クラスにおいて数多くの投資プロフェッショナルと約1.647兆米ドル(約265兆円)<sup>\*</sup>の運用資産残高を有し、世界中の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しています。

\*2024年6月末現在、1米ドル=161.07円で円換算。

- 2024年9月末現在でニッセイアセットマネジメント株式会社が知り得る情報をもとに作成しています。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

### 信託金の上限

5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

### ファンドの分類

追加型投信 / 内外 / 資産複合に属します。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
追 加 型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他の資産
		( )
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株		グローバル (日本含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ その他 ( )	ファミリー ファンド	あり ( )
不動産投信	年12回 (毎月)			
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券) 資産配分変更型))	日々		ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング		

#### 商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 属性区分表

その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券) 資産配分変更型))	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものを行う。 目論見書または約款において、主として株式および公社債等に投資する旨の記載があるものをいう。
年2回	目論見書または約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本含む)	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるもまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、

一般社団法人 投資信託協会ホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<訂正後>

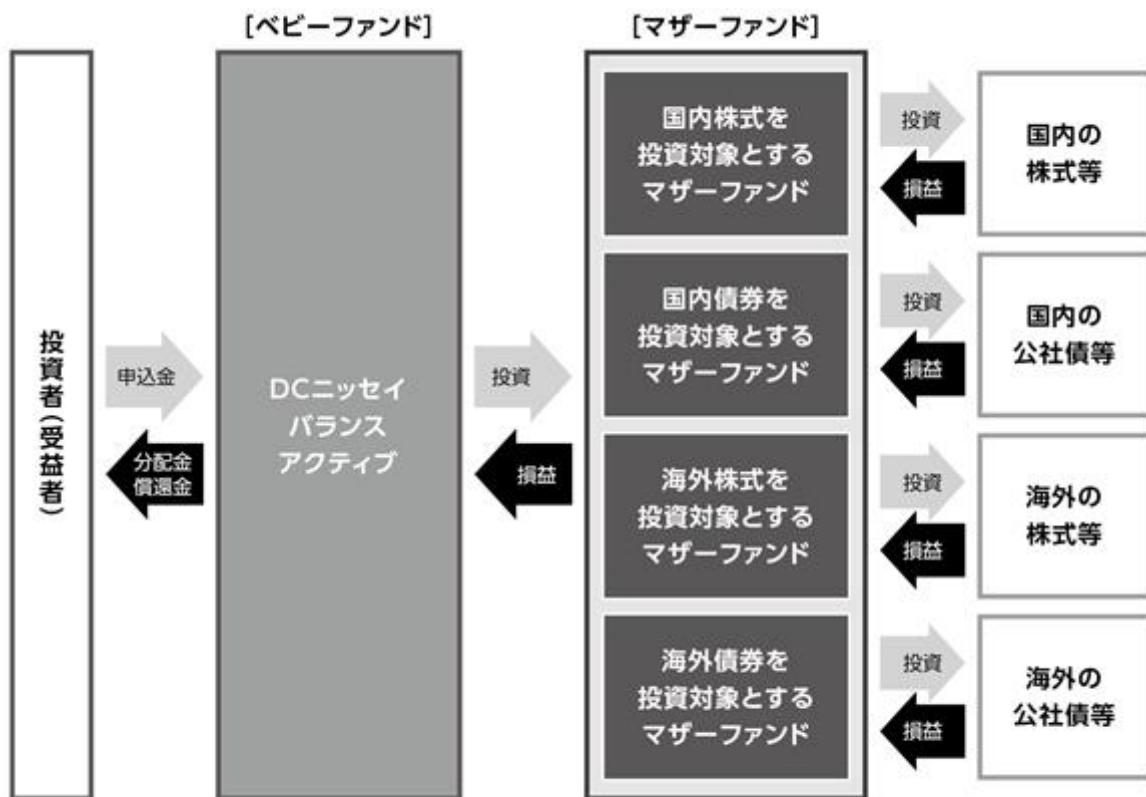
#### 基本方針

ファンドは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファンドとして、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

## ファンドの特色

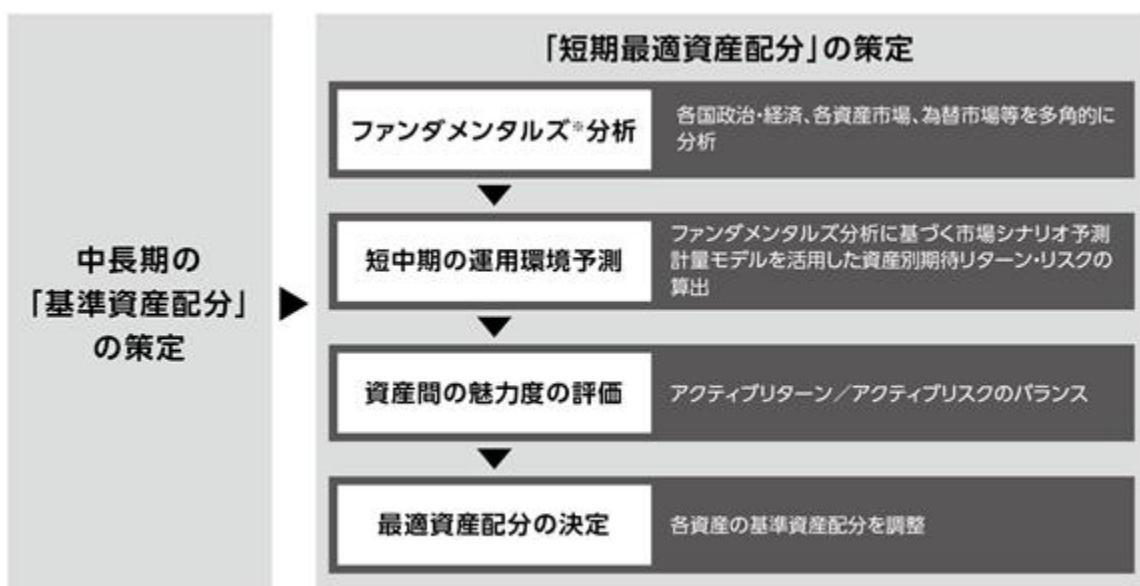
### ①マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の株式および公社債に分散投資を行います。

- ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



！マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

### ②運用収益の追求と安定を図るために、中長期的な資産配分方針として「基準資産配分」を設定し、その「基準資産配分」を中心に市場環境の変化等に応じて配分比を機動的に変動させる「短期最適資産配分」戦略を行うことにより、資産配分によるリスクをコントロールしつつ付加価値の向上を図ります。



\*ファンダメンタルズとは、経済活動の状況を示す基礎的な要因のこと、経済の基礎的要件と訳されます。

### ③投資対象とするマザーファンドへの投資割合は、基準資産配分の範囲内でリターン特性や市場環境等をもとに決定します。

- 国内外の株式を投資対象とするマザーファンドについては、定性・定量評価等により適宜追加または変更を行います。  
投資対象とするマザーファンドについては、後記「追加的記載事項」をご確認ください。
- ・国内外の債券を投資対象とするマザーファンドについては、追加または変更を行いません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

## 追加的記載事項

### 投資対象とするマザーファンドの概要

- 投資対象とするマザーファンドは以下の通りです(2025年3月20日現在)。ただし、「国内株式」および「海外株式」においては、すべてのマザーファンドに投資するとは限りません。
- 「国内株式」および「海外株式」を投資対象とするマザーファンドは、今後、追加または入替え等を行う場合があります。

#### ●国内株式

ファンド名	ニッセイ国内株式配当利回り重視型マザーファンド
運用会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国内の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます)されている株式を主要投資対象とし、収益源泉の中心を配当利回りに求め、中長期的に安定したリターンの獲得を目指し運用を行います。</li> <li>●運用会社のユニバース銘柄において割安と判断される銘柄のなかから、配当利回りファクターの最大化およびトラッキングエラーの最小化プロセスにより、リスク・リターン効率の高いポートフォリオの構築を行います。</li> <li>●株式の実質組入比率の維持のため、株価指数先物等を活用することがあります。</li> </ul>
運用の委託先	-
信託財産留保額	購入時や換金時に同マザーファンドの基準価額に0.04%をかけた額

ファンド名	ニッセイJPX日経400アクティブマザーファンド
運用会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主として成長が期待される日本企業の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざします。</li> <li>●銘柄選定にあたっては、ROEの水準および変化、営業利益の水準および変化に着目し、経営効率に優れ利益成長力を有する銘柄に投資します。</li> <li>●個別企業分析・株価評価に際しては、アナリストチームが統一的な手法により徹底した企業調査・分析を行い、経営戦略の評価、業績予想および株価評価を行います。</li> <li>●ポートフォリオ構築に際しては、ポートフォリオマネジャーが成長の実現性、市場環境、流動性、株価指標等を分析・評価し、組入銘柄・比率を決定します。</li> <li>●JPX日経インデックス400(配当込み)をベンチマークとします。</li> </ul>
運用の委託先	-
信託財産留保額	ありません。

ファンド名	ニッセイ国内株式リサーチ・バリューマザーファンド
運用会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主として国内の株式に投資し、中長期的にTOPIX(東証株価指数)(配当込み)を上回る投資成果をめざして運用を行います。</li> <li>●株式への投資にあたっては、以下の方針に基づき運用を行います。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① バリュー指標(PER、PBR等)に着目し、当該指標からみて割安であると判断される銘柄を中心とした投資対象ユニバースを構築します。</li> <li>② 個別銘柄の選択にあたっては、企業訪問を中心としたリサーチを重視します。</li> <li>③ マルチファクターモデルによるポートフォリオのリスク管理を行います。</li> </ul> </li> </ul>
運用の委託先	-
信託財産留保額	ありません。

## ●海外株式

ファンド名	ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式マザーファンド
運用会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主として日本を除く世界主要先進国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目指にアクティブ運用を行います。</li> <li>●運用にあたっては、ブラウン・アドバイザリー・リミテッドに運用指図に関する権限(国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます)を委託します。</li> <li>●組入銘柄の決定に際しては、流動性の高いグローバル株式のなかから定量的指標を用いたスクリーニングおよび独自の個別銘柄リサーチを行い、期待リターンの高い銘柄に集中投資を行います。</li> <li>●外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</li> </ul>
運用の委託先	ブラウン・アドバイザリー・リミテッド(所在地:英国)
信託財産留保額	ありません。

### ブラウン・アドバイザリー・リミテッド

ブラウン・アドバイザリー・リミテッドは、ブラウン・アドバイザリーの在英國資産運用法人です。

ブラウン・アドバイザリーは、アレックス・ブラウン&サンズの資産運用部門として1993年に米国のボルティモアに設立された後、1998年には独立し、以降は独立系の運用会社として運用事業を行っています。徹底したポートフォリオアップのリサーチに基づいて銘柄を厳選し、一貫したプロセスでポートフォリオを長期的な目線で運用することで、長期での魅力的なパフォーマンスを提供できるという哲学を持っています。

ファンド名	ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式IIマザーファンド
運用会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主として日本を除く世界主要先進国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目指にアクティブ運用を行います。</li> <li>●運用にあたっては、サンダース・キャピタル・エルエルシーに運用指図に関する権限(国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます)を委託します。</li> <li>●徹底的なリサーチと行動ファイナンスのアプローチに基づき、市場の懸念によりファンダメンタルズよりも割安に評価されている銘柄を選定します。</li> <li>●外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</li> </ul>
運用の委託先	サンダース・キャピタル・エルエルシー(所在地:米国)
信託財産留保額	ありません。

### サンダース・キャピタル・エルエルシー

サンダース・キャピタル・エルエルシーは、米国・フロリダを拠点とする独立系の資産運用会社です。大手資産運用会社で運用責任者や経営責任者を務めたルイス・A・サンダース氏が中心となり、2009年に設立されました。

バリュー株の運用に特化しており、2024年9月末時点の運用資産総額は約1,018億米ドル(約14.6兆円\*)です。

\*1米ドル=143.04円で円換算

## ●国内債券

ファンド名	ニッセイ国内公社債クレジット特化型マザーファンド
運用会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●NOMURA-BPI総合をベンチマークとします。</li> <li>●主として国内の公社債に投資し、債券種類別構成比の調整や社債の個別銘柄選択等、信用リスクの適切な管理を主な超過収益源として、上記ベンチマークを中長期的に上回ることを目指して運用を行います。</li> </ul>
運用の委託先	-
信託財産留保額	ありません。

ファンド名	ニッセイ国内債券アクティブ(金利戦略重視型)マザーファンド
運用会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国内の公社債を主要投資対象とし、NOMURA-BPI総合をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目指してアクティブ運用を行います。</li> <li>●マクロ経済分析、債券市場分析に基づくデュレーション・満期構成比・債券種類別構成比の調整および個別銘柄の信用リスク分析等に基づく銘柄選択によりポートフォリオを構築します。</li> </ul>
運用の委託先	-
信託財産留保額	ありません。

## ●海外債券

ファンド名	ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド
運用会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主として日本を除く世界主要先進国の公社債に分散投資を行い、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目指してアクティブ運用を行います。</li> <li>●運用にあたっては、フランクリン・アドバイザーズ・インクに運用指図に関する権限(国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます)を委託します。</li> <li>●各国の市況動向や政治・経済情勢を勘案して国別配分比率およびデュレーションの調整を行います。</li> <li>●為替については、公社債とは独立した投資対象と考え、エクスポージャーのコントロールを行うことにより、運用効率の向上、収益の確保を図ります。ただし、為替エクスポージャーは原則として信託財産の純資産総額の範囲内とします。</li> </ul>
運用の委託先	フランクリン・アドバイザーズ・インク(所在地:米国)
信託財産留保額	ありません。

## フランクリン・アドバイザーズ・インク

フランクリン・アドバイザーズ・インクは、フランクリン・テンプルトン・グループの資産運用会社で、米国カリフォルニア州サンマテオを拠点に主に米国、グローバルの株式および債券等を対象とした運用戦略のほか、セクター戦略、マルチ・アセット戦略等の運用を行っています。

## フランクリン・テンプルトン・グループについて

フランクリン・テンプルトン・グループは米国カリフォルニア州サンマテオに本部を置く、独立系の資産運用会社グループです。150カ国以上のお客様にサービスを提供し、複数の資産クラスにおいて数多くの投資プロフェッショナルと約1.576兆米ドル(約249兆円)<sup>※</sup>の運用資産残高を有し、世界中の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しています。

※2024年12月末現在、1米ドル=158.18円で円換算。

### 〈各指数について〉

#### ●JPX日経インデックス400

- ①「JPX日経インデックス400」は、株式会社JPX総研(以下「JPX総研」といいます)および株式会社日本経済新聞社(以下「日経」といいます)によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、JPX総研および日経は、「JPX日経インデックス400」自体および「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ②「JPX日経インデックス400」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべてJPX総研、株式会社日本取引所グループおよび日経に帰属しています。
- ③当ファンドは、ニッセイアセットマネジメント株式会社の責任のもとで運用されるものであり、JPX総研および日経は、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。
- ④JPX総研および日経は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
- ⑤JPX総研および日経は、「JPX日経インデックス400」の構成銘柄、計算方法、その他「JPX日経インデックス400」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

#### ●TOPIX(東証株価指数)

TOPIX(東証株価指数)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により株式会社JPX総研が算出する株価指数です。TOPIX(東証株価指数)の指値および同指値にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指値の算出、指値の公表、利用など同指値に関するすべての権利・ノウハウおよび同指値にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指値の指値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

#### ●MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)はMSCI Inc.が公表している指値であり、日本を除く主要先進国の株式により構成されています。同指値に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指値の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。なお、「円換算ベース」とは同指値をもとに、委託会社が独自に円換算したもののです。

#### ●NOMURA-BPI総合

日本国内で発行される公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指値であり、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切の責任を負うものではありません。

#### ●FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。なお、「円換算ベース」とは同インデックスをもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

### 信託金の上限

5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

### ファンドの分類

追加型投信 / 内外 / 資産複合に属します。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( )
追加型	海外	
	内外	資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株		グローバル (日本含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファミリー ファンド ( )	あり
不動産投信	年12回 (毎月)			
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券) 資産配分変更型))	日々		ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ( )	エマージング		

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券) 資産配分変更型))	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。 目論見書または約款において、主として株式および公社債等に投資する旨の記載があるものをいう。
年2回	目論見書または約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本含む)	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、

一般社団法人 投資信託協会ホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

## (2) 【ファンドの沿革】

<訂正前>

2001年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

2011年12月21日 主要投資対象を「ニッセイバランスアクティブマザーファンド」から、「ニッセイ国内株式マザーファンド」、「ニッセイ国内債券マザーファンド」、「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」および「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」に変更

<訂正後>

2001年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

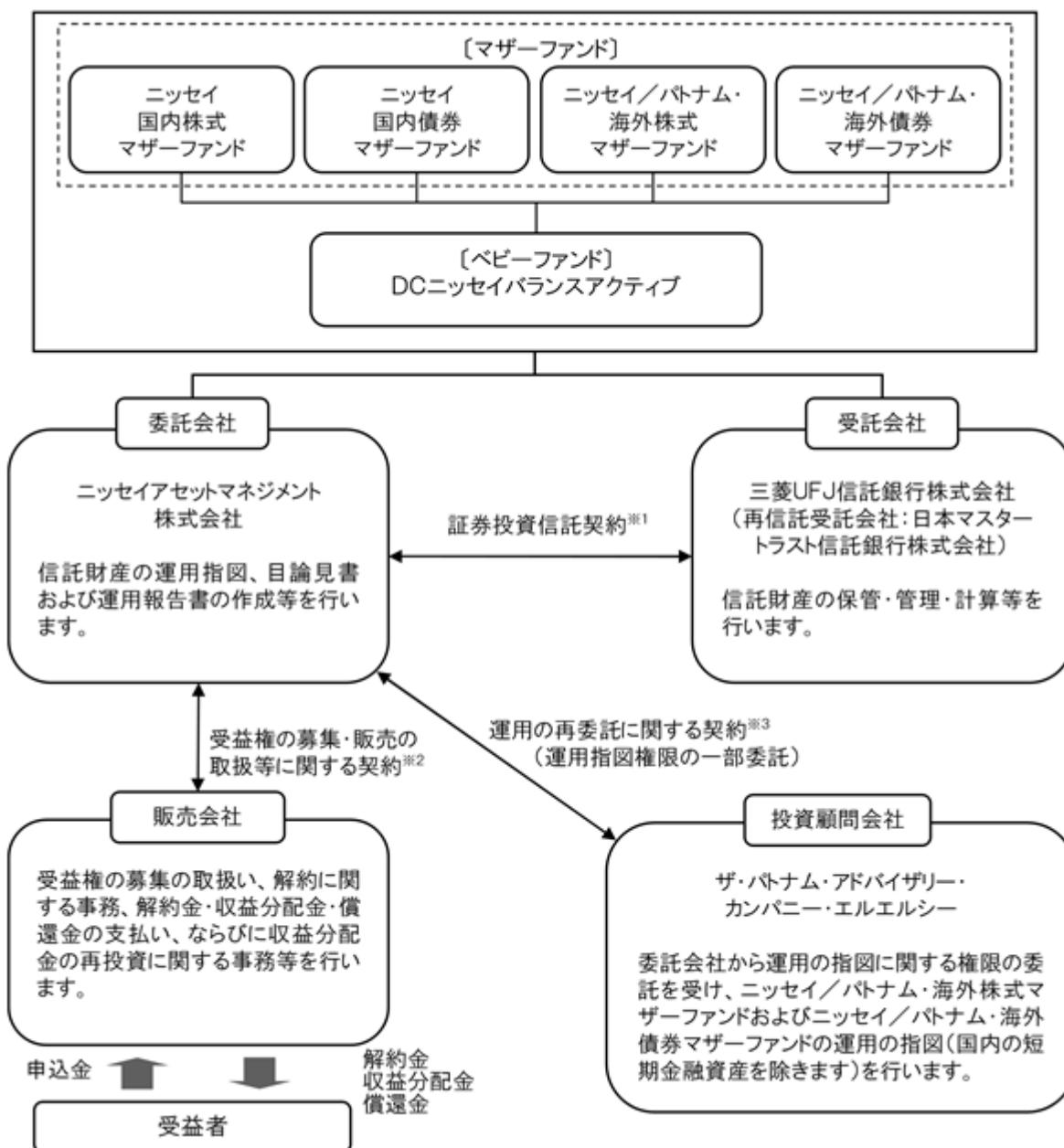
2011年12月21日 重大な約款変更を実施し、投資対象マザーファンドを「ニッセイバランスアクティブマザーファンド」から、「ニッセイ国内株式マザーファンド」、「ニッセイ国内債券マザーファンド」、「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」および「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」に変更

2025年3月20日 重大な約款変更を実施し、次の通り変更

- 「国内株式運用部分」「海外株式運用部分」につき、投資対象マザーファンドをそれぞれ「ニッセイ国内株式マザーファンド」「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」から、マザーファンドの定性・定量評価等をもとに適宜マザーファンドの入替え等を行う運用に変更  
また、「国内株式運用部分」「海外株式運用部分」のそれぞれに投資する複数のマザーファンドの組入比率を市場環境等に応じて変更する運用に変更
- 「国内債券運用部分」につき、投資対象マザーファンドを「ニッセイ国内債券マザーファンド」から「ニッセイ国内公社債クレジット特化型マザーファンド」および「ニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型）マザーファンド」に変更し、各マザーファンドの組入比率を適切に調整する運用に変更
- 申込不可日を追加

### (3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。
- 3 委託会社と投資顧問会社との間で結ばれ、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限の一部を委託するにあたり委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間の取決めの内容を定めた契約です。

#### 委託会社の概況（2024年9月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第369号
- ・設立年月日 : 1995年4月4日
- ・資本金の額 : 100億円
- ・沿革
  - 1985年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
  - 1995年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。

1998年7月1日

ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。

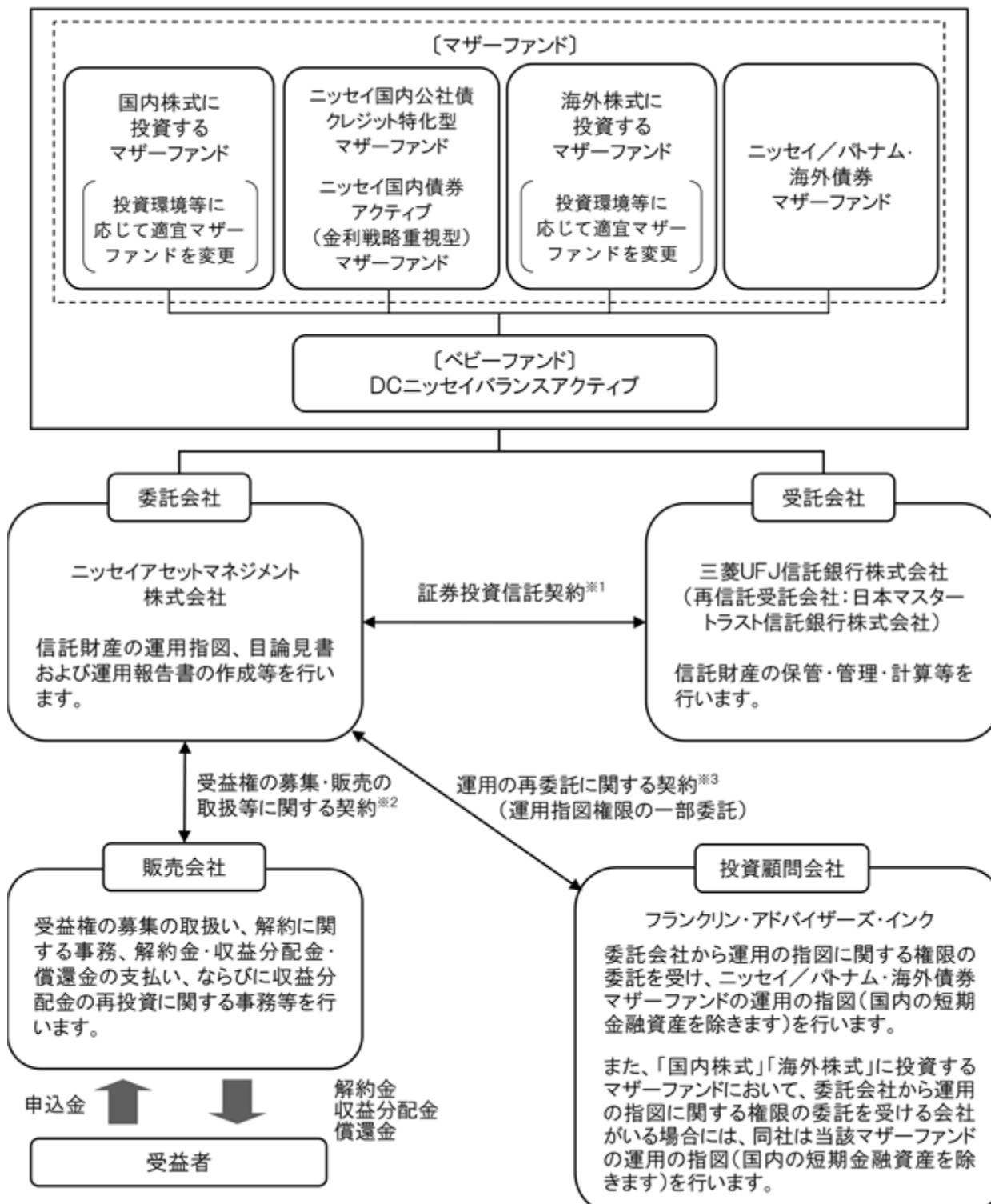
2000年5月8日

定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

・大株主の状況

名 称	住 所	保 有 株 数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	108,448株	100%

&lt;訂正後&gt;



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。
- 3 委託会社と投資顧問会社との間で結ばれ、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限の一部を委託するにあたり委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間の取決めの内容を定めた契約です。

### 委託会社の概況（2024年9月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第369号
- ・設立年月日 : 1995年4月4日
- ・資本金の額 : 100億円
- ・沿革
 

1985年7月1日	ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
1995年4月4日	ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
1998年7月1日	ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
2000年5月8日	定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

- ・大株主の状況

名 称	住 所	保 有 株 数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	108,448株	100%

## 2 【投資方針】

### （1）【投資方針】

<訂正前>

主としてニッセイ国内株式マザーファンド、ニッセイ国内債券マザーファンド、ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド、ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンドへの投資を通じて、実質的に国内外の株式、公社債等に分散投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

資産配分は、主にファンダメンタルズ分析、短中期の運用環境予測等に基づき機動的に変更します。

上記マザーファンドの組入比率は原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては、直接国内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(参考) マザーファンドの概要

## ニッセイ国内株式マザーファンド

### (1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

### (2) 運用方法

#### a 投資対象

国内の証券取引所上場株式および店頭登録銘柄を主要投資対象とします。

#### b 投資態度

国内の証券取引所上場株式および店頭登録銘柄に投資し、TOPIX(東証株価指数)－(配当込み)をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

TOPIX(東証株価指数)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により株式会社JPX総研が算出する株価指数です。

TOPIX(東証株価指数)の指値および同指値にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます）の知的財産であり、指値の算出、指値の公表、利用など同指値に関するすべての権利・ノウハウおよび同指値にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指値の指値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

銘柄選択は幅広く企業訪問を行い、徹底した調査・分析に基づくボトムアップ・アプローチにより、成長性・割安度といった株価指標はもとより、企業経営を全体的に評価する形で組入候補銘柄を厳選します。

投資スタイルはあらかじめ限定せず、投資環境分析に基づくトップダウン・アプローチにより最も効率的と考えられる運用戦略を決定します。

上記運用戦略に基づき組入銘柄・組入比率を最終的に決定し、ポートフォリオを組成します。

ファンドのリスク状況を隨時モニターし、運用戦略との整合性を維持します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

株式の実質組入比率の維持のために、株価指数先物等を活用することがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ニッセイ国内債券マザーファンド

### (1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

### (2) 運用方法

#### a 投資対象

国内の公社債を主要投資対象とします。

#### b 投資態度

国内の公社債を主要投資対象とし、NOMURA - BPI国債一をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

— NOMURA - BPI国債とは、日本国内で発行される国債の流通市場動向を的確に表すために、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指標であり、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切の責任を負うものではありません。

— デュレーションコントロールに加え、銘柄分析、イールドカーブ分析に基づき、ポートフォリオ・マネージャーが運用戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。

— 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

— 公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちますが、資金動向、市況動向およびその見通し等によってはそのような運用を行わない場合があります。

### (3) 投資制限

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ニッセイ / パトナム・海外株式マザーファンド

### (1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

### (2) 運用方法

#### a 投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

#### b 投資態度

主として日本を除く世界主要先進国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

— MSCIコクサイ・インデックス（配当込み）は、MSCI Inc.が公表している指数であり、日本を除く主要先進国の株式により構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

なお、「円換算ベース」とは同指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー(The Putnam Advisory Company, LLC.)に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます）を委託します。

運用スタイルを限定せず、幅広い企業訪問等に基づくファンダメンタル分析やクオント分析を通じて、世界各国の投資魅力が高い企業を抽出します。

組入れ銘柄の決定に際しては、国・セクターの要素を同時に分析し、分散したポートフォリオを構築します。

— 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

— 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

— 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

— 私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

— デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

— 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ニッセイ・パトナム・海外債券マザーファンド

### (1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

### (2) 運用方法

#### a 投資対象

日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象とします。

#### b 投資態度

主として日本を除く世界主要先進国の公社債に分散投資を行い、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

なお、「円換算ベース」とは同インデックスをもとに、委託会社が独自に円換算したもののです。

運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー(The Putnam Advisory Company, LLC.)に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます）を委託します。

各国の市況動向や政治・経済情勢を勘案して国別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

債券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

為替については、公社債とは独立した投資対象と考え、エクスポートジャヤーのコントロールを行うことにより、運用効率の向上、収益の確保を図ります。ただし、為替エクスポートジャヤーは原則として信託財産の純資産総額の範囲内とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャヤー、債券等エクスポートジャヤーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャヤーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<訂正後>

主として、国内株式に投資するマザーファンド、国内債券に投資する「ニッセイ国内公社債クレジット特化型マザーファンド」、「ニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型）マザーファンド」、海外株式に投資するマザーファンドおよび海外債券に投資する「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざします。

- 2025年3月20日時点における「国内株式」「海外株式」を投資対象とするマザーファンド（以下「投資対象ファンド」ということがあります）は、次の通りです。

・国内株式を投資対象とするマザーファンド

ニッセイ国内株式配当利回り重視型マザーファンド

ニッセイJPX日経400アクティブマザーファンド

ニッセイ国内株式リサーチ・バリューマザーファンド

・海外株式を投資対象とするマザーファンド

ニッセイ/ブラウン・グローバル・リーダーズ株式マザーファンド

ニッセイ/サンダース・グローバルバリュー株式 マザーファンド

資産配分は、主にファンダメンタルズ分析、短中期の運用環境予測等に基づき機動的に変更します。

上記マザーファンドおよび投資対象ファンドの組入比率は原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては直接国内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。

投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、投資対象ファンドとして定められていたマザーファンドが投資対象ファンドから除外されること、もしくは新たなマザーファンドが投資対象ファンドとして定められることがあります。なお、すべての投資対象ファンドに投資するとは限りません。

- 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(参考) 投資対象とするマザーファンドの概要

- 投資対象とするマザーファンドは以下の通りです（2025年3月20日現在）。ただし、「国内株式」および「海外株式」においては、すべてのマザーファンドに投資するとは限りません。
- 「国内株式」および「海外株式」を投資対象とするマザーファンドは、今後、追加または入替え等を行う場合があります。

<国内株式>

1. ニッセイ国内株式配当利回り重視型マザーファンド

運用会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	マザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とした運用を行います。
投資対象	国内の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式を主要投資対象とします。 — 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

投_資_態_度	<p>国内の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式を主要投資対象とし、収益源泉の中心を配当利回りに求め、中長期的に安定したリターンの獲得を目標に運用を行います。</p> <p>委託会社のユニバース銘柄において割安と判断される銘柄のなかから、配当利回りファクターの最大化およびトラッキングエラーの最小化プロセスにより、リスク・リターン効率の高いポートフォリオの構築を行います。</p> <p>株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>株式の実質組入比率の維持のために、株価指数先物等を活用することがあります。</p> <p>株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
投_資_制_限	<p>株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなつた場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
運用の委託先	—
信託財産留保額	購入時や換金時に同マザーファンドの基準価額に0.04%をかけた額

## 2. ニッセイJPX日経400アクティブマザーファンド

運用会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	マザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とした運用を行います。
投資対象	国内の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式を主要投資対象とします。

<u>投資 態 度</u>	<p>主として、成長が期待される日本企業の株式へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。</p> <p>銘柄選定にあたっては、ROEの水準および変化、営業利益の水準および変化に着目し、経営効率に優れ利益成長力を有する銘柄に投資を行います。</p> <p>個別企業分析・株価評価に際しては、アナリストチームが統一的な手法により徹底した企業調査・分析を行い、経営戦略の評価、業績予想および株価評価を行います。</p> <p>ポートフォリオ構築に際しては、ポートフォリオマネジャーが成長の実現性、市場環境、流動性、株価指標等を分析・評価し、組入銘柄・組入比率の決定を行います。</p> <p>株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>JPX日経インデックス400（配当込み）をベンチマークとします。</p> <p>株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
<u>投 資 制 限</u>	<p>株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p> <p>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなつた場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<u>運用の委託先</u>	—
<u>信託財産留保額</u>	ありません。

### 3. ニッセイ国内株式リサーチ・バリューマザーファンド

<u>運用会社</u>	ニッセイアセットマネジメント株式会社
<u>運用の基本方針</u>	マザーファンドは、国内の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

投資対象	<p>国内の証券取引所—上場株式および店頭登録銘柄を主な投資対象とします。</p> <p>— 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」とい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。</p>
投資態度	<p>主として国内の株式に投資を行い、中長期的にTOPIX（東証株価指数）（配当込み）を上回る投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>株式への投資にあたっては以下の方針に基づいて運用を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a . バリュー指標（PER、PBR等）に着目し、当該指標からみて割安であると判断される銘柄を中心とした投資対象ユニバースを構築します。</li> <li>b . 個別銘柄の選択にあたっては、企業訪問を中心としたリサーチを重視します。</li> <li>c . マルチファクターモデルによるポートフォリオのリスク管理を行います。</li> </ul> <p>株式以外の資産への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
投資制限	<p>株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなつた場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
運用の委託先	—
信託財産留保額	ありません。

#### <国内債券>

##### 1. ニッセイ国内公社債クレジット特化型マザーファンド

運用会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	マザーファンドは、主として国内の公社債への投資を行い、信用リスクの適切な管理を主な超過収益源として、NOMURA-BPI総合の動きを中長期的に上回る投資成果を目標に運用を行うことを基本方針とします。
投資対象	国内の公社債を主要投資対象とします。

<u>投 資 態 度</u>	<p>NOMURA - BPI 総合をベンチマークとします。</p> <p>主として国内の公社債に投資し、債券種類別構成比の調整や社債の個別銘柄選択等、信用リスクの適切な管理を主な超過収益源として、上記ベンチマークを中長期的に上回ることを目標に運用を行います。</p> <p>公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
<u>投 資 制 限</u>	<p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p> <p>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなつた場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<u>運用の委託先</u>	—
<u>信託財産留保額</u>	ありません。

## 2. ニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型）マザーファンド

<u>運 用 会 社</u>	ニッセイアセットマネジメント株式会社
<u>運用の基本方針</u>	マザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とした運用を行います。
<u>投 資 対 象</u>	国内の公社債を主要投資対象とします。
<u>投 資 態 度</u>	<p>国内の公社債を主要投資対象とし、NOMURA - BPI 総合をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。</p> <p>マクロ経済分析、債券市場分析に基づくデュレーション・満期構成比・債券種類別構成比の調整および個別銘柄の信用リスク分析等に基づく銘柄選択によりポートフォリオを構築します。</p> <p>公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>

投 資 制 限	株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）をいいます。
	同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	投資対象資産は、本邦通貨またはユーロ円建表示であるものに限ります。
	デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなつた場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
運用の委託先	—
信託財産留保額	ありません。

#### <海外株式>

##### 1. ニッセイ / ブラウン・グローバル・リーダーズ株式マザーファンド

運 用 会 社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	マザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とした運用を行います。
投_資_対_象	日本を除く世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。
投_資_態_度	主として日本を除く世界主要先進国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。 運用にあたっては、ブラウン・アドバイザリー・リミテッド (Brown Advisory Ltd)に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます）を委託します。
	組入銘柄の決定に際しては、流動性の高いグローバル株式のなかから定量的指標を用いたスクリーニングおよび独自の個別銘柄リサーチを行い、期待リターンの高い銘柄に集中投資を行います。
	株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
	外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
	資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<u>投資制限</u>	株式への投資割合には、制限を設けません。
	同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
	デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
	デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなつた場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
<u>運用の委託先</u>	ブラウン・アドバイザリー・リミテッド（所在地：英国）
<u>信託財産留保額</u>	ありません。

## 2. ニッセイ / サンダース・グローバルバリュー株式 マザーファンド

<u>運用会社</u>	ニッセイアセットマネジメント株式会社
<u>運用の基本方針</u>	マザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とした運用を行います。
<u>投資対象</u>	日本を除く世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。
<u>投資態度</u>	<p>主として日本を除く世界主要先進国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。</p> <p>運用にあたっては、サンダース・キャピタル・エルエルシー（Sanders Capital, LLC）に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます）を委託します。</p> <p>徹底的なリサーチと行動ファイナンスのアプローチに基づき、市場の懸念によりファンダメンタルズよりも割安に評価されている銘柄を選定します。</p> <p>株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>

<u>投_資_制_限</u>	<p>株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p><u>デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</u></p> <p>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなつた場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<u>運用の委託先</u>	サンダース・キャピタル・エルエルシー（所在地：米国）
<u>信託財産留保額</u>	ありません。

#### <海外債券>

##### 1. ニッセイ / パトンナム・海外債券マザーファンド

<u>運用会社</u>	ニッセイアセットマネジメント株式会社
<u>運用の基本方針</u>	マザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。
<u>投資対象</u>	日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象とします。
<u>投資態度</u>	<p>主として日本を除く世界主要先進国の公社債に分散投資を行い、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。</p> <p>運用にあたっては、<u>フランクリン・アドバイザーズ・インク</u>に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます）を委託します。</p> <p>各国の市況動向や政治・経済情勢を勘案して国別配分比率およびデュレーションの調整を行います。</p> <p>債券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>為替については、公社債とは独立した投資対象と考え、エクスポートジャーのコントロールを行うことにより、運用効率の向上、収益の確保を図ります。ただし、為替エクスポートジャーは原則として信託財産の純資産総額の範囲内とします。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>

投_資_制_限	<p>株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。</p> <p>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなつた場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
運用の委託先	フランクリン・アドバイザーズ・インク（所在地：米国）
信託財産留保額	ありません。

## (2) 【投資対象】

<訂正前>

### a 主な投資対象

下記の各マザーファンドを主要投資対象とします。

ニッセイ国内株式マザーファンド

ニッセイ国内債券マザーファンド

ニッセイノパトナム・海外株式マザーファンド

ニッセイノパトナム・海外債券マザーファンド

なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。

### b 約款に定める投資対象

#### 投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「(5)投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 先物取引等、スワップ取引および 金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります）

ハ. 金銭債権（イ. およびニ. に掲げるものに該当するものを除きます）

二. 約束手形（イ. に掲げるものを除きます）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券

主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された下記1.から4.までのマザーファンドならびに次の5.から26.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資します。

1. ニッセイ国内株式マザーファンド
2. ニッセイ国内債券マザーファンド
3. ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド
4. ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）
10. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）
11. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）
12. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）
13. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）
14. コマーシャル・ペーパー
15. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券
16. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、5.から15.の証券または証書の性質を有するもの
17. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
18. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）
19. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）
20. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります）
21. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）
22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
23. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）
24. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
26. 外国の者に対する権利で25.の有価証券の性質を有するもの  
なお、5.の証券または証書、16.および21.の証券または証書のうち5.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、6.から10.までの証券ならびに16.および21.の証券または証書のうち6.から10.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、17.および18.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品

信託金を前記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下において同じ）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することができます。

## &lt;訂正後&gt;

## a 主な投資対象

次の各マザーファンドを主要投資対象とします。

ニッセイ国内公社債クレジット特化型マザーファンド

ニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型）マザーファンド

ニッセイノパトナム・海外債券マザーファンド

その他、「投資対象ファンド一」を主要投資対象とします。

なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。

— 今後、投資対象ファンドが追加または変更になる場合があります。

## b 約款に定める投資対象

## 投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

## イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「(5)投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 先物取引等、スワップ取引および 金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります）

ハ. 金銭債権（イ. およびニ. に掲げるものに該当するものを除きます）

二. 約束手形（イ. に掲げるものを除きます）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

## イ. 為替手形

## 有価証券

主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ニッセイ国内公社債クレジット特化型マザーファンド」、「ニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型）マザーファンド」、「ニッセイノパトナム・海外債券マザーファンド」および「投資対象ファンド」（以下それを総称し「マザーファンド」といいます）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品

信託金を前記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下において同じ）により運用することができます。

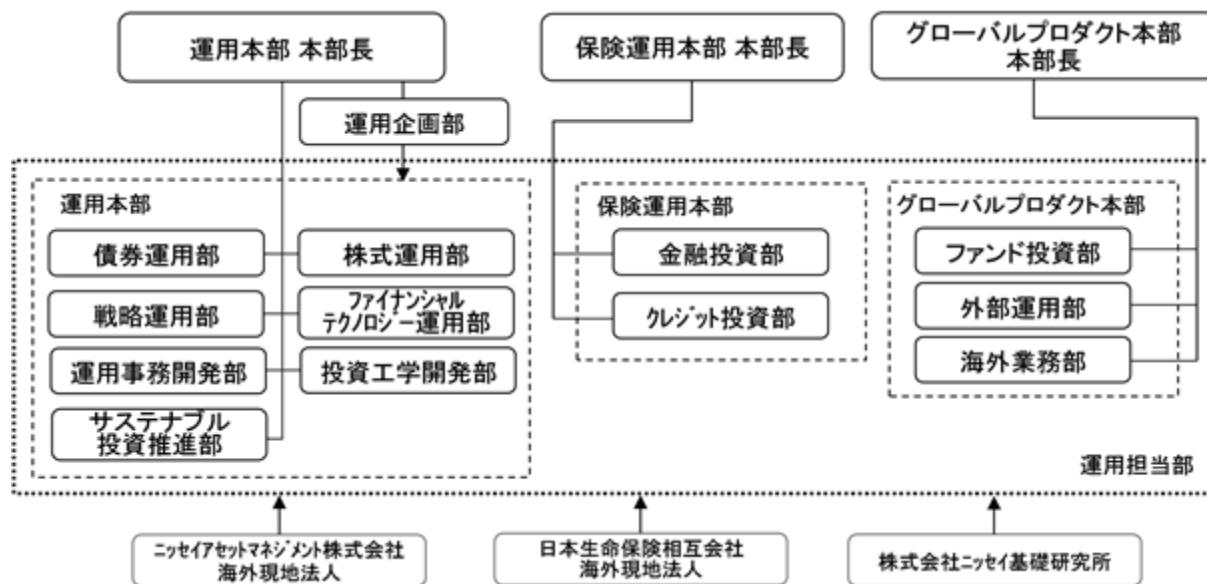
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記に掲げる金融商品により運用することができます。

## (3) 【運用体制】

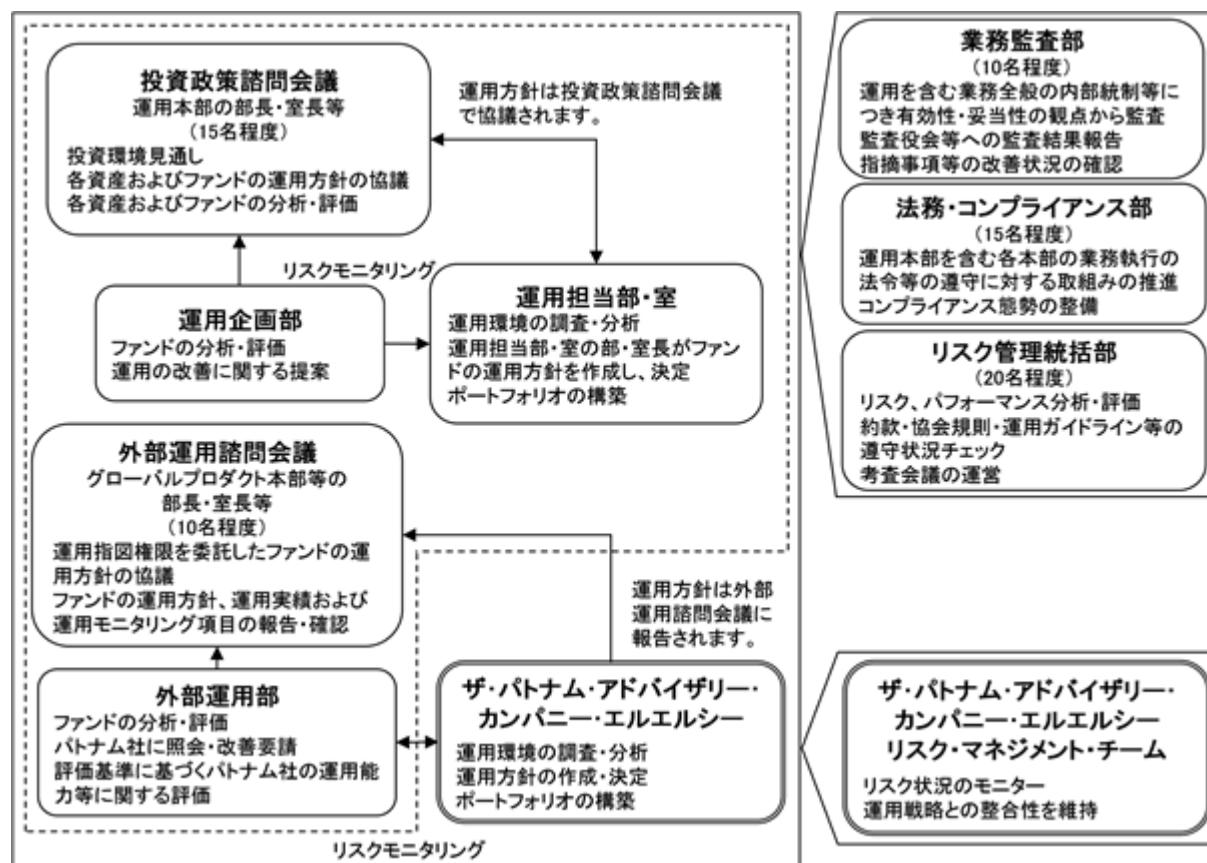
&lt;訂正前&gt;

## 委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー / アナリストサービス規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

## 内部管理体制および意思決定を監督する組織



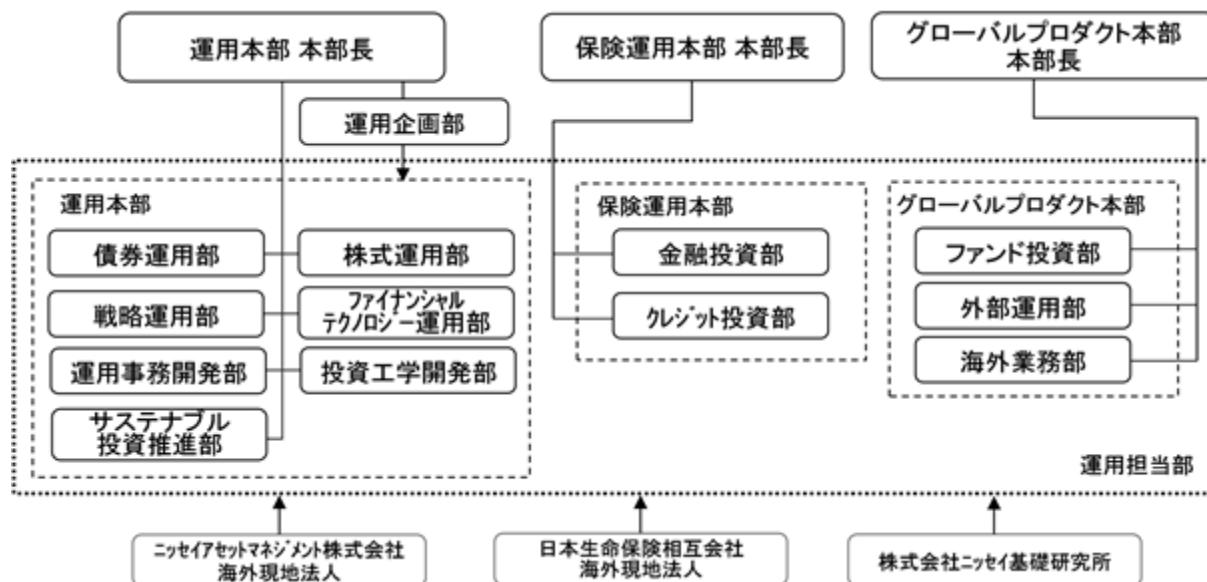
## &lt;受託会社に対する管理体制等&gt;

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

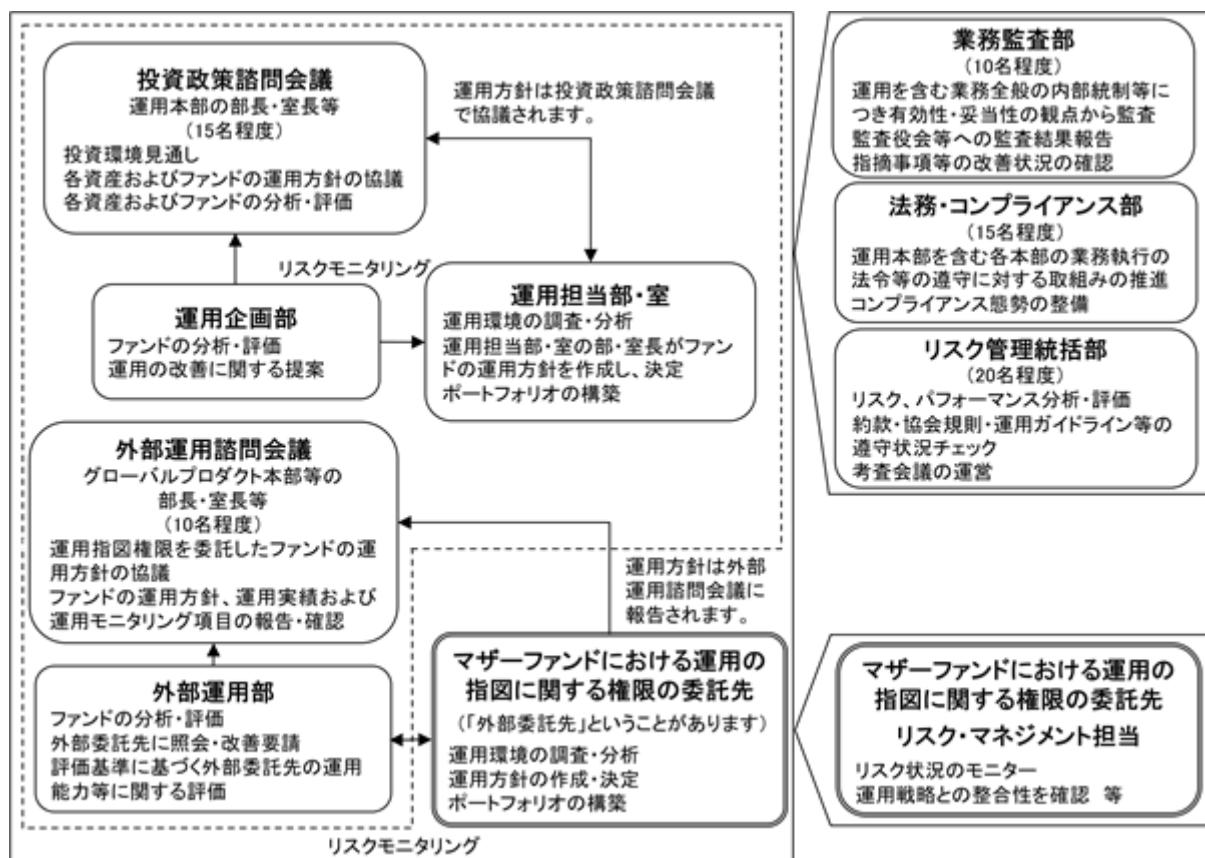
<訂正後>

## 委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネージャー/アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

## 内部管理体制および意思決定を監督する組織



## <受託会社に対する管理体制等>

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを実行しています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

#### ( 4 ) 【分配方針】

<訂正前>

原則として以下の方針に基づき分配を行います。

##### 1 . 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

##### 2 . 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

##### 3 . 留保益の運用方針

特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### 分配時期

毎決算日とし、決算日は3・9月の各20日（年2回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

##### 支払方法

###### <分配金受取コースの場合>

原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

###### <分配金再投資コースの場合>

自動的に再投資されます。

将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

<訂正後>

原則として以下の方針に基づき分配を行います。

##### 1 . 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

##### 2 . 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

##### 3 . 留保益の運用方針

特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### 分配時期

毎決算日とし、決算日は3・9月の各20日（年2回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

##### 支払方法

###### <分配金受取コースの場合>

原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

###### <分配金再投資コースの場合>

自動的に再投資されます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

#### ( 5 ) 【投資制限】

<訂正前>

##### a 約款に定める主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### b 約款に定めるその他の投資制限

##### 投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

— 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

2. 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

##### 信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。

2. 前記1.の信用取引は、当該売付けに関する建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

##### 先物取引等

1. 国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。

2. 国内の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことができます。

3. 国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

##### スワップ取引

1. 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。

2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するのみなし額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。

4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけた額をいいます。

5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引

1. 信託財産に属する資産を効率的に運用するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

#### 有価証券の貸付けおよび範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の . および . の範囲内で貸付けることができます。

. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。

3. 有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。

#### 公社債の空売り

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます）の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。

2. 前記1. の売付けは、当該売付けに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

#### 公社債の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。

2. 前記1. は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するものとします。

4. 前記1. の借入れによる品借料は信託財産中から支払われます。

#### 外国為替予約等

1. 信託財産を効率的に運用するため、外国為替の売買の予約取引を行なうことができます。

2. 前記1. の予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。

3. 前記2. の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行なうものとします。

4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 資金の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用ならびに安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

#### c 法令に定める投資制限

##### デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

##### 信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

##### 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

#### <訂正後>

##### a 約款に定める主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する

比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

b 約款に定めるその他の投資制限

投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1.の信用取引は、当該売付けに関する建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

先物取引等

1. 国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
2. 国内の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことができます。
3. 国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

スワップ取引

1. 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけた額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

1. 信託財産に属する資産を効率的に運用するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

#### 有価証券の貸付けおよび範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の . および . の範囲内で貸付けることができます。
  - . 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - . 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 前記 1. に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
3. 有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。

#### 公社債の空売り

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます）の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記 1. の売付けは、当該売付けに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記 2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

#### 公社債の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。
2. 前記 1. は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記 2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するものとします。
4. 前記 1. の借入れによる品借料は信託財産中から支払われます。

#### 外国為替予約等

1. 信託財産を効率的に運用するため、外国為替の売買の予約取引を行なうことができます。
2. 前記 1. の予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
3. 前記 2. の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。
4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 資金の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用ならびに安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入

れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもつて有価証券等の運用は行わないものとします。

- 2 . 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3 . 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4 . 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c 法令に定める投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を得するような運用を行わないものとします。

### 3【投資リスク】

<訂正前>

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

#### （1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

- ・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

- ・債券投資リスク

**金利変動リスク**

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

**信用リスク**

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

- ・為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

- ・資産配分リスク

ファンドは、投資対象資産の配分比率を機動的に変更する運用を行います。この資産配分がファンドの収益の源泉となる場合もありますが、投資対象資産が予期しない値動きをした場合、損失を被る可能性があります。

- ・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

- ・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

- ・ファミリーファンド方式に関する留意点

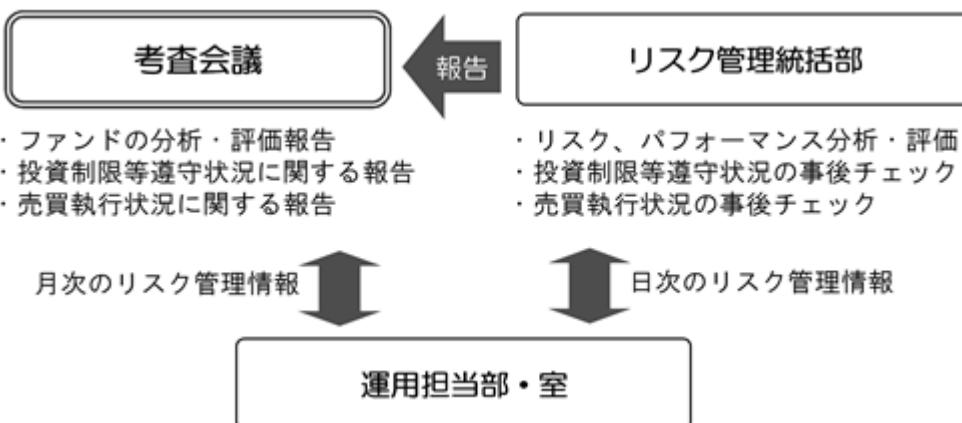
ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

- ・流動性に関する留意点

ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てる必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。

これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

## ( 2 ) 投資リスク管理体制



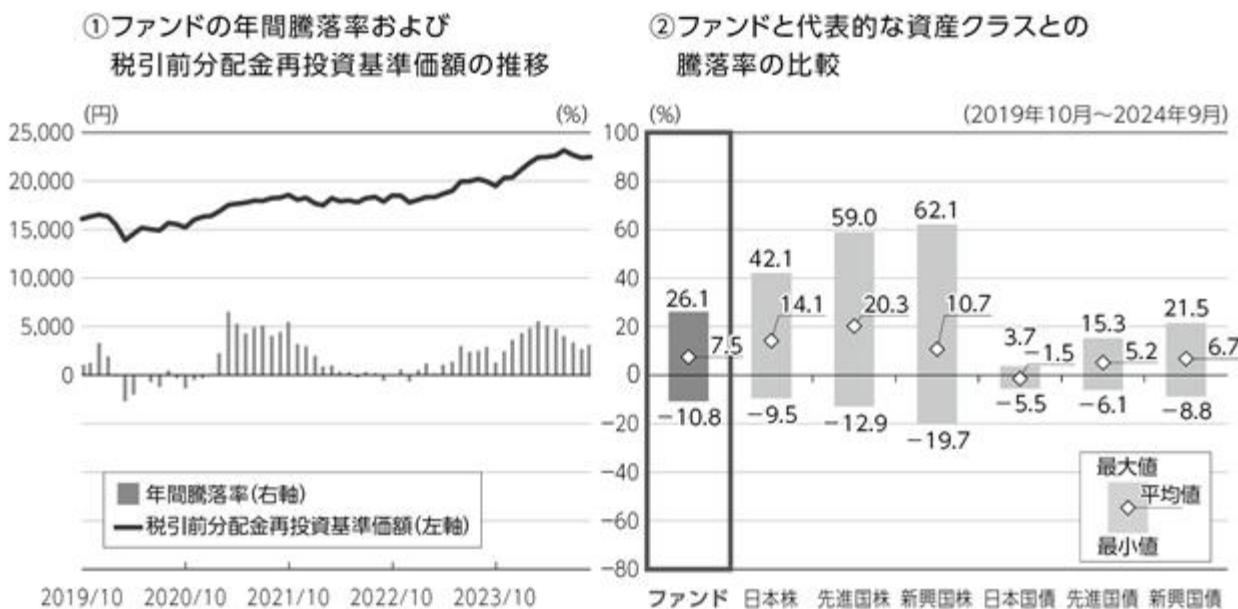
1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。
  - ・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
  - ・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

### < 流動性リスクに関する管理体制 >

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

**(参考情報)** 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に  
下記のグラフを作成しています。



- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本債券 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債券 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債券 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

■ 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウおよび同指標にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指標の指値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指標です。同指標に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指標です。同指標に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指標で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

<訂正後>

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

## （1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

### ・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

### ・債券投資リスク

#### 金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

#### 信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

### ・為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

### ・カントリーリスク

外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。

### ・資産配分等の投資行動に関するリスク

ファンドは、投資対象資産等の配分比率を機動的に変更する運用を行います。

また、国内株式や海外株式のそれぞれに投資する複数のマザーファンドにおいては、定性・定量評価等により適宜見直しを実施します。これにより、ファンドの投資対象から除外される、または新たなマザーファンドがファンドの投資対象となることがあります。

これらの投資行動がファンドの収益の源泉となる場合もありますが、損失を被る要因となる場合もあります。

### ・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

### ・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### ・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

### ・ファミリーファンド方式に関する留意点

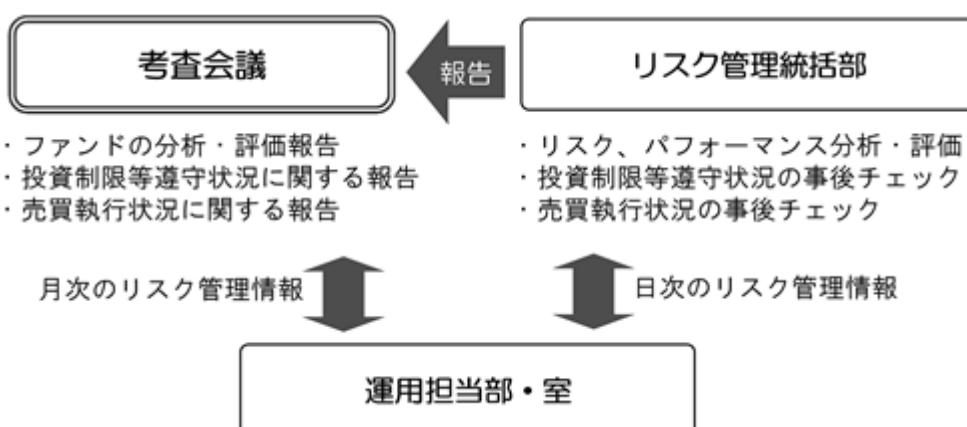
ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

#### ・流動性に関する留意点

ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てる必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができるリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。

これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

### (2) 投資リスク管理体制



#### 1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。

- ・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の検討会議で報告します。
- ・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の検討会議で報告します。

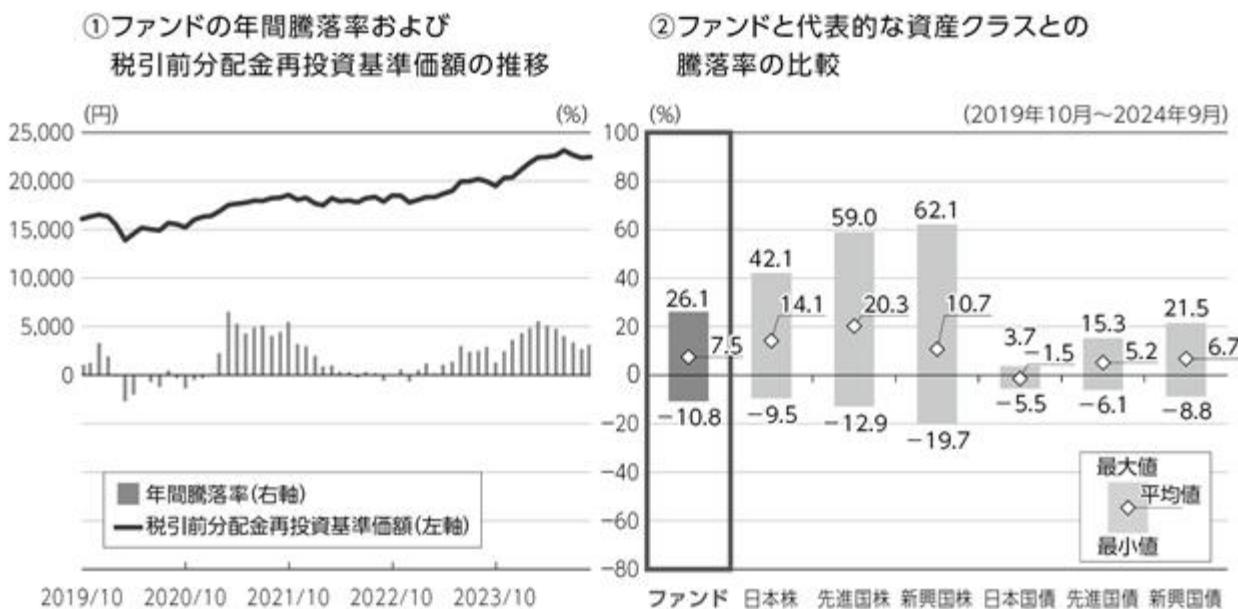
#### 2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

#### <流動性リスクに関する管理体制>

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

**(参考情報)** 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に  
下記のグラフを作成しています。



- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本債券 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債券 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債券 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

■ 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

## 4 【手数料等及び税金】

### ( 3 ) 【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.43%（税抜1.3%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分（年率・税抜）		
委託会社	販売会社	受託会社
0.6%	0.6%	0.1%

・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。

委託会社の報酬には、ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーへの運用指図権限の一部委託に関する報酬（ベビーファンドの信託財産に属するニッセイ・パトナム・海外株式マザーファンドの時価総額に年率0.46%をかけた額およびニッセイ・パトナム・海外債券マザーファンドの時価総額に年率0.36%をかけた額）が含まれます。

前記 の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

<訂正後>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.309%（税抜1.19%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分（年率・税抜）		
委託会社	販売会社	受託会社
0.56%	0.56%	0.07%

・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。

委託会社の報酬には、運用指図権限の一部委託先に対する報酬が含まれます。

前記 の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

### ( 4 ) 【その他の手数料等】

<訂正前>

#### 証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

#### 監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.0044% （税抜0.004%）
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.0055% （税抜0.005%）
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.0077% （税抜0.007%）
10億円以下 の部分	年 0.0110% （税抜0.010%）

#### 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

#### 借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

#### 信託財産留保額

ありません。

上記の「、および」の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

#### <ご参考>

「4 手数料等及び税金」の「(1) 申込手数料」から「(4) その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が收受
信託報酬のうち 「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が收受
信託報酬のうち 「販売会社」の報酬	投資者（受益者）へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内のファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が收受
信託報酬のうち 「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が收受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息

#### <訂正後>

##### 証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

##### 監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.0044% (税抜0.004%)
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.0055% (税抜0.005%)
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.0077% (税抜0.007%)
10億円以下 の部分	年 0.0110% (税抜0.010%)

##### 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

##### 借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当を目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

##### 信託財産留保額

ありません。ただし、ファンドが「ニッセイ国内株式配当利回り重視型マザーファンド」を購入や換金する際には、信託財産留保額（当該マザーファンドの基準価額に0.04%をかけた額）をファンドからご負担いただきます。

上記の「、および」の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

## &lt;ご参考&gt;

「4 手数料等及び税金」の「(1)申込手数料」から「(4)その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が收受
信託報酬のうち 「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が收受
信託報酬のうち 「販売会社」の報酬	投資者（受益者）へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内のファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が收受
信託報酬のうち 「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が收受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息

## (5) 【課税上の取扱い】

## &lt;訂正前&gt;

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

なお、委託会社または販売会社が取得した場合には、上記の税制は適用されません。

税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

## (参考情報) ファンドの総経費率

総経费率(①+②)	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
1.45%	1.43%	0.02%

・対象期間:2024年3月22日～2024年9月20日

・対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経费率（年率）です。

・費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経费率が更新されている場合があります。

・①運用管理費用の比率、②その他費用の比率および総経费率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、①と②の合計が総経费率の数字と一致しないことがあります。

## &lt;訂正後&gt;

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

なお、委託会社または販売会社が取得した場合には、上記の税制は適用されません。

税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

### (参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
1.45%	1.43%	0.02%

- ・対象期間:2024年3月22日～2024年9月20日
- ・対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経费率(年率)です。
- ・費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経费率が更新されている場合があります。
- ・①運用管理費用の比率、②その他費用の比率および総経费率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、①と②の合計が総経费率の数字と一致しないことがあります。なお、前記「ファンドの費用」に記載の監査費用は、「②その他費用の比率」に含まれます。

## 5 【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「5 運用状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

ファンドは、重大な約款変更にともない2024年12月23日から2025年3月19日までの間、投資対象とするマザーファンドの入替えを実施しました。2024年9月30日現在で投資している「ニッセイ国内株式マザーファンド」「ニッセイ国内債券マザーファンド」「ニッセイ・パトナム・海外株式マザーファンド」につきましては、2025年3月20日以降は投資対象から除外されます。

### (1) 【投資状況】

2024年9月30日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,308,419,021	96.63
内 日本	1,308,419,021	96.63
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	45,678,564	3.37
純資産総額	1,354,097,585	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考)

ニッセイ国内株式マザーファンド

2024年9月30日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	18,338,812,750	95.47
内 日本	18,338,812,750	95.47
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	869,873,954	4.53
純資産総額	19,208,686,704	100.00

その他資産の投資状況

2024年9月30日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	767,775,000	4.00
内 日本	767,775,000	4.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ国内債券マザーファンド

2024年9月30日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	18,785,130,750	91.01
内 日本	18,785,130,750	91.01
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,856,071,334	8.99
純資産総額	20,641,202,084	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## ニッセイ・パトナム・海外株式マザーファンド

2024年9月30日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	62,600,786,358	91.60
内 アメリカ	51,099,003,816	74.77
内 イギリス	3,186,259,777	4.66
内 フランス	2,441,322,951	3.57
内 カナダ	1,899,650,649	2.78
内 デンマーク	1,585,047,299	2.32
内 ドイツ	772,290,080	1.13
内 スイス	654,367,379	0.96
内 アイルランド	544,768,153	0.80
内 ベルギー	418,076,254	0.61
投資証券	1,823,046,899	2.67
内 アメリカ	1,823,046,899	2.67
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3,918,092,100	5.73
純資産総額	68,341,925,357	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## ニッセイ・パトナム・海外債券マザーファンド

2024年9月30日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	8,001,830,913	76.74
内 アメリカ	4,091,730,196	39.24
内 フランス	746,829,567	7.16
内 イタリア	715,518,681	6.86
内 イギリス	579,258,890	5.56
内 スペイン	438,356,115	4.20
内 ドイツ	398,889,793	3.83
内 ベルギー	211,656,062	2.03
内 オランダ	165,554,087	1.59
内 オーストラリア	133,923,522	1.28
内 オーストリア	115,659,083	1.11
内 メキシコ	72,036,117	0.69
内 マレーシア	60,168,949	0.58
内 アイルランド	54,801,814	0.53
内 ポーランド	50,568,145	0.48
内 フィンランド	43,177,677	0.41
内 ニュージーランド	29,018,229	0.28
内 デンマーク	27,195,718	0.26
内 カナダ	23,473,056	0.23
内 スウェーデン	22,247,885	0.21
内 ノルウェー	21,767,327	0.21
地方債証券	168,832,355	1.62
内 カナダ	168,832,355	1.62
特殊債券	748,432,103	7.18
内 アメリカ	677,091,770	6.49
内 ルクセンブルグ	71,340,333	0.68
社債券	779,836,976	7.48
内 アメリカ	709,844,325	6.81
内 オーストラリア	69,992,651	0.67
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	728,216,232	6.98
純資産総額	10,427,148,579	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】  
【投資有価証券の主要銘柄】

2024年9月30日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ニッセイ国内株式マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	212,478,553	2.0227 429,801,616	2.0560 436,855,904	- -	32.26
2	ニッセイ／パトナム・海外 株式マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	78,680,686	5.3474 420,744,964	5.3661 422,208,429	- -	31.18
3	ニッセイ国内債券マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	232,105,090	1.3710 318,216,079	1.3731 318,703,499	- -	23.54
4	ニッセイ／パトナム・海外 債券マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	37,123,143	3.5069 130,190,862	3.5194 130,651,189	- -	9.65

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 種類別及び業種別投資比率

2024年9月30日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内		96.63
	小計		96.63
合 計 (対純資産総額比)			96.63

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## (参考)

## ニッセイ国内株式マザーファンド

2024年9月30日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	286,500	2,593.40 743,011,062	2,777.50 795,753,750	- -	4.14
2	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	235,600	2,631.32 619,940,092	2,542.50 599,013,000	- -	3.12
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	404,100	1,210.55 489,185,196	1,453.50 587,359,350	- -	3.06
4	日立製作所 日本	株式 電気機器	153,000	2,125.16 325,149,748	3,781.00 578,493,000	- -	3.01
5	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	169,800	2,314.34 392,974,951	3,045.00 517,041,000	- -	2.69
6	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	3,210,200	167.37 537,319,086	146.80 471,257,360	- -	2.45
7	三菱商事 日本	株式 卸売業	158,500	2,296.38 363,976,500	2,952.50 467,971,250	- -	2.44

8	ミスミグループ本社 日本	株式 卸売業	155,700	2,226.60 346,682,518	2,590.00 403,263,000	-	2.10
9	スクウェア・エニックス・ ホールディングス 日本	株式 情報・通 信業	65,300	4,970.10 324,547,784	5,695.00 371,883,500	-	1.94
10	京セラ 日本	株式 電気機器	208,100	1,984.07 412,885,147	1,660.00 345,446,000	-	1.80
11	ニデック 日本	株式 電気機器	114,000	2,822.51 321,767,167	3,006.00 342,684,000	-	1.78
12	ダイキン工業 日本	株式 機械	16,800	17,209.49 289,119,508	20,075.00 337,260,000	-	1.76
13	日本新薬 日本	株式 医薬品	89,800	4,368.26 392,269,866	3,726.00 334,594,800	-	1.74
14	マブチモーター 日本	株式 電気機器	150,000	2,322.73 348,409,934	2,224.00 333,600,000	-	1.74
15	パナソニック ホールディ ングス 日本	株式 電気機器	265,700	1,346.83 357,853,829	1,243.00 330,265,100	-	1.72
16	旭化成 日本	株式 化学	302,800	1,063.68 322,083,489	1,082.00 327,629,600	-	1.71
17	富士フィルムホールディン グス 日本	株式 化学	86,900	2,957.41 256,999,736	3,688.00 320,487,200	-	1.67
18	セブン＆アイ・ホールディ ングス 日本	株式 小売業	145,000	1,817.57 263,549,050	2,147.00 311,315,000	-	1.62
19	マキタ 日本	株式 機械	64,100	3,969.55 254,448,283	4,841.00 310,308,100	-	1.62
20	東レ 日本	株式 繊維製品	367,800	735.79 270,623,888	843.20 310,128,960	-	1.61
21	帝人 日本	株式 繊維製品	217,600	1,372.31 298,615,622	1,416.00 308,121,600	-	1.60
22	日本航空 日本	株式 空運業	117,800	2,712.27 319,506,578	2,517.50 296,561,500	-	1.54
23	東京都競馬 日本	株式 サービス 業	67,500	4,379.15 295,592,636	4,385.00 295,987,500	-	1.54
24	日野自動車 日本	株式 輸送用機 器	622,300	457.57 284,748,394	463.10 288,187,130	-	1.50
25	サントリー食品インターナ ショナル 日本	株式 食料品	53,200	4,723.98 251,315,978	5,394.00 286,960,800	-	1.49
26	エイチ・アイ・エス 日本	株式 サービス 業	167,600	1,873.73 314,037,296	1,683.00 282,070,800	-	1.47
27	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通 信業	33,300	6,246.39 208,004,990	8,427.00 280,619,100	-	1.46

28	東邦瓦斯 日本	株式 電気・ガス業	69,200	3,190.54 220,785,435	3,969.00 274,654,800	- -	1.43
29	東日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	95,500	2,683.27 256,252,775	2,848.50 272,031,750	- -	1.42
30	名古屋鉄道 日本	株式 陸運業	154,900	2,147.48 332,644,677	1,741.00 269,680,900	- -	1.40

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 種類別及び業種別投資比率

2024年9月30日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)	
株式	国内	電気機器	19.32	
		化学	8.57	
		サービス業	8.27	
		輸送用機器	7.94	
		銀行業	6.74	
		情報・通信業	6.52	
		小売業	5.98	
		卸売業	5.22	
		陸運業	3.92	
		機械	3.37	
		繊維製品	3.22	
		医薬品	2.81	
		電気・ガス業	2.56	
		食料品	2.33	
		精密機器	2.09	
		保険業	2.06	
		空運業	1.54	
		建設業	1.18	
		ガラス・土石製品	0.94	
		金属製品	0.88	
小計			95.47	
合 計(対純資産総額比)			95.47	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### ニッセイ国内債券マザーファンド

2024年9月30日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は額 面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	第457回 利付国債(2 年) 日本	国債証 券	1,464,400,000	100.02 1,464,692,880	99.72 1,460,402,188	0.1 2026/2/1	7.08
2	第346回 利付国債(1 0年) 日本	国債証 券	1,000,000,000	100.09 1,000,970,000	99.32 993,280,000	0.1 2027/3/20	4.81
3	第146回 利付国債(5 年) 日本	国債証 券	810,700,000	100.16 811,997,120	99.78 808,924,567	0.1 2025/12/20	3.92
4	第375回 利付国債(1 0年) 日本	国債証 券	763,200,000	101.80 776,993,966	102.24 780,326,208	1.1 2034/6/20	3.78

5	第367回 利付国債(10年) 日本	国債証券	781,600,000 755,616,646	96.67 96.72 756,026,048 2032/6/20	0.2 3.66
6	第365回 利付国債(10年) 日本	国債証券	757,500,000 732,495,529	96.69 96.50 731,032,950 2031/12/20	0.1 3.54
7	第370回 利付国債(10年) 日本	国債証券	610,800,000 593,284,634	97.13 98.28 600,312,564 2033/3/20	0.5 2.91
8	第351回 利付国債(10年) 日本	国債証券	506,900,000 505,541,508	99.73 98.82 500,959,132 2028/6/20	0.1 2.43
9	第147回 利付国債(20年) 日本	国債証券	409,100,000 449,588,627	109.89 107.14 438,326,104 2033/12/20	1.6 2.12
10	第83回 利付国債(30年) 日本	国債証券	416,500,000 422,875,772	101.53 102.48 426,854,190 2054/6/20	2.2 2.07
11	第82回 利付国債(30年) 日本	国債証券	441,800,000 420,988,374	95.28 93.77 414,280,278 2054/3/20	1.8 2.01
12	第453回 利付国債(2年) 日本	国債証券	361,200,000 360,391,545	99.77 99.78 360,405,360 2025/10/1	0.005 1.75
13	第155回 利付国債(20年) 日本	国債証券	313,500,000 322,654,200	102.92 99.79 312,866,730 2035/12/20	1 1.52
14	第24回 物価連動国債(10年) 日本	国債証券	266,000,000 299,466,660	112.58 113.24 301,242,132 2029/3/10	0.1 1.46
15	第156回 利付国債(5年) 日本	国債証券	298,500,000 299,389,530	100.29 99.38 296,649,300 2027/12/20	0.2 1.44
16	第60回 利付国債(30年) 日本	国債証券	360,400,000 290,360,840	80.56 80.73 290,979,752 2048/9/20	0.9 1.41
17	第374回 利付国債(10年) 日本	国債証券	290,500,000 288,553,650	99.33 99.78 289,860,900 2034/3/20	0.8 1.40
18	第186回 利付国債(20年) 日本	国債証券	291,300,000 280,594,903	96.32 97.69 284,573,883 2043/9/20	1.5 1.38
19	第354回 利付国債(10年) 日本	国債証券	288,000,000 282,816,780	98.20 98.36 283,276,800 2029/3/20	0.1 1.37
20	第169回 利付国債(20年) 日本	国債証券	298,600,000 261,286,906	87.50 85.99 256,793,014 2039/6/20	0.3 1.24
21	第188回 利付国債(20年) 日本	国債証券	254,400,000 246,632,630	96.94 98.75 251,230,176 2044/3/20	1.6 1.22

22	第152回 利付国債(20年) 日本	国債証券	239,000,000 247,320,238	103.48 245,037,140	102.52 2035/3/20	1.2	1.19
23	第454回 利付国債(2年) 日本	国債証券	223,200,000 222,913,386	99.87 222,849,576	99.84 2025/11/1	0.1	1.08
24	第189回 利付国債(20年) 日本	国債証券	214,700,000 221,565,059	103.19 222,188,736	103.48 2044/6/20	1.9	1.08
25	第118回 利付国債(20年) 日本	国債証券	200,000,000 222,088,000	111.04 216,856,000	108.42 2030/6/20	2	1.05
26	第361回 利付国債(10年) 日本	国債証券	216,300,000 210,767,268	97.44 210,635,103	97.38 2030/12/20	0.1	1.02
27	第81回 利付国債(30年) 日本	国債証券	226,300,000 213,328,753	94.26 202,690,121	89.56 2053/12/20	1.6	0.98
28	第371回 利付国債(10年) 日本	国債証券	196,400,000 192,734,536	98.13 190,851,700	97.17 2033/6/20	0.4	0.92
29	第162回 利付国債(20年) 日本	国債証券	200,000,000 192,776,000	96.38 185,906,000	92.95 2037/9/20	0.6	0.90
30	第78回 利付国債(30年) 日本	国債証券	212,300,000 206,716,510	97.37 182,091,833	85.77 2053/3/20	1.4	0.88

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 種類別及び業種別投資比率

2024年9月30日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
公社債券	国内	国債証券	91.01
	小計		91.01
合 計 (対純資産総額比)			91.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### ニッセイ・パトナム・海外株式マザーファンド

2024年9月30日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	APPLE INC アメリカ	株式 テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	95,100	27,565.97 2,621,524,690	32,512.46 3,091,935,583	- -	4.52
2	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフト ウェア・ サービス	46,400	53,919.99 2,501,887,545	61,091.29 2,834,636,069	- -	4.15

3	NVIDIA CORP アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	157,500	7,595.74 1,196,330,079	17,327.42 2,729,068,965	- -	3.99
4	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	95,100	22,337.60 2,124,306,473	26,828.95 2,551,433,915	- -	3.73
5	WALMART INC アメリカ	株式 生活必需 品流通・ 小売り	203,700	7,585.13 1,545,092,288	11,386.99 2,319,531,777	- -	3.39
6	BOSTON SCIENTIFIC CORP アメリカ	株式 ヘルスケ ア機器・ サービス	122,100	8,218.57 1,003,488,117	11,896.54 1,452,568,205	- -	2.13
7	OTIS WORLDWIDE CORP アメリカ	株式 資本財	94,100	12,917.06 1,215,496,020	14,905.29 1,402,588,155	- -	2.05
8	LINDE PLC アメリカ	株式 素材	19,800	59,242.76 1,173,006,742	68,440.46 1,355,121,153	- -	1.98
9	UNILEVER PLC イギリス	株式 家庭用 品・パー ソナル用 品	140,517	7,319.26 1,028,481,803	9,349.00 1,313,694,585	- -	1.92
10	ELI LILLY & CO アメリカ	株式 医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	10,200	85,981.81 877,014,513	125,286.96 1,277,927,060	- -	1.87
11	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	株式 銀行	219,500	4,848.61 1,064,271,290	5,623.56 1,234,371,859	- -	1.81
12	HOME DEPOT INC アメリカ	株式 一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	21,400	49,912.24 1,068,122,091	57,024.91 1,220,333,221	- -	1.79
13	FORTIVE CORP アメリカ	株式 資本財	104,200	10,643.77 1,109,080,950	11,304.21 1,177,899,307	- -	1.72
14	INTUITIVE SURGICAL INC アメリカ	株式 ヘルスケ ア機器・ サービス	16,900	55,511.44 938,143,360	68,393.36 1,155,847,807	- -	1.69
15	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	株式 銀行	37,300	24,450.08 911,988,126	30,044.66 1,120,666,004	- -	1.64

16	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC  アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	12,100	76,040.11  920,085,427	87,696.16  1,061,123,615	-  -	1.55
17	ADOBEC INC  アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	14,300	85,118.18  1,217,190,027	73,574.46  1,052,114,783	-  -	1.54
18	AMERICAN TOWER REIT INC  アメリカ	投資証券 -	31,900	29,305.32  934,840,021	32,873.57  1,048,666,997	-  -	1.53
19	CITIGROUP INC  アメリカ	株式 銀行	118,700	7,413.95  880,036,308	8,830.70  1,048,204,695	-  -	1.53
20	INGERSOLL-RAND INC  アメリカ	株式 資本財	74,700	11,111.23  830,009,542	13,998.95  1,045,722,192	-  -	1.53
21	CONSTELLATION ENERGY  アメリカ	株式 公益事業	27,200	18,088.05  491,995,152	36,681.61  997,739,792	-  -	1.46
22	DANAHER CORP  アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	25,200	33,519.49  844,691,256	39,313.55  990,701,490	-  -	1.45
23	NEXTERA ENERGY INC  アメリカ	株式 公益事業	78,200	9,267.81  724,742,858	12,066.39  943,592,026	-  -	1.38
24	CASELLA WASTE SYSTEMS INC-A  アメリカ	株式 商業・専門サービス	65,800	12,531.87  824,597,504	14,038.92  923,761,120	-  -	1.35
25	SALESFORCE INC  アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	23,300	37,848.49  881,869,826	39,484.82  919,996,473	-  -	1.35
26	BALL CORP  アメリカ	株式 素材	95,000	8,287.17  787,281,486	9,629.99  914,849,344	-  -	1.34
27	ROPER TECHNOLOGIES INC  アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	11,300	77,461.89  875,319,376	79,043.87  893,195,776	-  -	1.31
28	APPLIED MATERIALS INC  アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	30,300	23,834.75  722,193,191	29,248.23  886,221,417	-  -	1.30

29	NOVO-NORDISK A/S  デンマーク	株式 医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	51,885	15,104.23  783,683,354	17,029.16  883,558,485	-  -	1.29
30	SANOFI  フランス	株式 医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	53,735	14,458.14  776,908,628	16,418.10  882,226,678	-  -	1.29

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 種類別及び業種別投資比率

2024年9月30日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	ソフトウェア・サービス	11.84
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.47
		金融サービス	7.42
		半導体・半導体製造装置	7.20
		資本財	6.35
		素材	5.92
		一般消費財・サービス流通・小売り	5.52
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.32
		銀行	4.98
		ヘルスケア機器・サービス	3.82
		公益事業	3.48
		生活必需品流通・小売り	3.39
		保険	2.36
		消費者サービス	2.21
		家庭用品・パーソナル用品	1.92
		耐久消費財・アパレル	1.80
		食品・飲料・タバコ	1.53
		商業・専門サービス	1.35
		電気通信サービス	1.19
		運輸	1.08
		メディア・娯楽	0.96
		不動産管理・開発	0.50
小計			91.60
投資証券	外国		2.67
	小計		2.67
合 計 (対純資産総額比)			94.27

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。株式(外国)の業種はGICS分類(産業グループ)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&P及びMSCI Inc.に帰属します。

#### ニッセイ・パトナム・海外債券マザーファンド

2024年9月30日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	893,489,800	81.19 725,428,088	82.73 739,255,590	2.75 2042/8/15	7.09

2	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	689,385,900	96.24 663,492,972	98.49 679,045,111	3.125 2028/11/15	6.51
3	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	542,374,000	96.52 523,515,656	98.57 534,639,746	2.625 2026/1/31	5.13
4	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	513,828,000	95.30 489,719,190	97.75 502,282,284	2.625 2027/5/31	4.82
5	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	485,282,000	92.86 450,666,834	95.94 465,603,814	1.375 2026/8/31	4.47
6	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	421,053,500	96.81 407,663,998	99.06 417,116,649	2 2025/2/15	4.00
7	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	406,780,500	71.53 290,970,582	71.44 290,608,057	2.375 2049/11/15	2.79
8	GNMA MA8723 アメリカ	特殊債券	276,957,990	92.55 256,349,545	96.94 268,508,002	4 2053/3/1	2.58
9	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券	227,984,900	113.11 257,894,239	112.06 255,484,438	6.5 2027/11/1	2.45
10	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	251,204,800	100.73 253,059,397	101.03 253,794,721	3.875 2034/8/15	2.43
11	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券	283,785,400	86.41 245,235,991	87.59 248,570,469	- 2031/8/15	2.38
12	UNITED KINGDOM GILT イギリス	国債証券	269,352,300	87.93 236,857,638	84.07 226,471,413	3.25 2044/1/22	2.17
13	UNITED KINGDOM GILT イギリス	国債証券	229,236,000	92.11 211,172,203	93.40 214,113,301	0.375 2026/10/22	2.05
14	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証券	245,522,200	85.28 209,396,063	85.57 210,098,256	- 2030/11/25	2.01
15	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	215,522,300	96.64 208,282,098	97.15 209,384,224	2.375 2027/5/15	2.01
16	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券	220,013,400	87.77 193,121,608	90.95 200,124,188	1.65 2032/3/1	1.92
17	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証券	154,647,100	101.57 157,084,338	101.21 156,532,248	2.75 2027/10/25	1.50
18	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証券	117,978,200	122.72 144,788,745	115.68 136,481,900	4.5 2041/4/25	1.31
19	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO スペイン	国債証券	119,572,500	111.63 133,488,347	110.71 132,385,889	5.15 2028/10/31	1.27
20	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券	113,195,300	109.33 123,757,553	111.60 126,333,878	4.75 2044/9/1	1.21
21	GNMA MA7590 アメリカ	特殊債券	137,974,701	87.17 120,280,824	91.53 126,292,382	3 2051/9/1	1.21
22	FNMA FM9958 アメリカ	特殊債券	133,386,073	91.06 121,470,694	93.64 124,910,721	3.5 2051/11/1	1.20
23	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券	121,166,800	104.05 126,076,478	100.37 121,624,810	2.5 2044/7/4	1.17
24	BELGIUM KINGDOM ベルギー	国債証券	94,063,700	117.79 110,800,454	113.90 107,139,494	4.25 2041/3/28	1.03
25	BELGIUM KINGDOM ベルギー	国債証券	103,629,500	96.52 100,024,500	97.96 101,525,821	1 2026/6/22	0.97
26	ONTARIO (PROVINCE OF) カナダ	地方債証券	84,456,000	113.52 95,876,140	114.53 96,729,145	6.5 2029/3/8	0.93

27	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証券	97,252,300 88,513,208	91.01 88,942,090	91.45 2029/5/25	0.5 0.85
28	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証券	78,120,700 92,986,559	119.02 92.896,559	108.31 84,617,217	4 2055/4/25
29	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO スペイン	国債証券	84,497,900 76,857,599	90.95 76,857,599	92.89 78,496,859	1.25 2030/10/31
30	REPUBLIC OF AUSTRIA オーストリア	国債証券	84,497,900 75,824,078	89.73 75,824,078	92.74 78,366,732	0.5 2029/2/20

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 種類別及び業種別投資比率

2024年9月30日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
公社債券	外国	国債証券	76.74
		社債券	7.48
		特殊債券	7.18
		地方債証券	1.62
	小計		93.02
合 計 (対純資産総額比)			93.02

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

ニッセイ国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

ニッセイ国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド

該当事項はありません。

ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

ニッセイ国内株式マザーファンド

2024年9月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 先物 0612月	買建	29	736,535,950	767,775,000	4.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

ニッセイ・パトナム・海外株式マザーファンド  
該当事項はありません。

ニッセイ・パトナム・海外債券マザーファンド  
該当事項はありません。

( 3 ) 【運用実績】  
**【純資産の推移】**

直近日（2024年9月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第27計算期間末 (2015年3月20日)	935,825,170	935,825,170	1.4772	1.4772
第28計算期間末 (2015年9月24日)	923,956,556	923,956,556	1.3922	1.3922
第29計算期間末 (2016年3月22日)	914,192,515	914,192,515	1.3468	1.3468
第30計算期間末 (2016年9月20日)	936,401,106	936,401,106	1.3117	1.3117
第31計算期間末 (2017年3月21日)	1,030,749,562	1,030,749,562	1.4660	1.4660
第32計算期間末 (2017年9月20日)	1,088,270,068	1,088,270,068	1.5448	1.5448
第33計算期間末 (2018年3月20日)	1,081,648,891	1,081,648,891	1.5545	1.5545
第34計算期間末 (2018年9月20日)	1,136,901,031	1,136,901,031	1.6349	1.6349
第35計算期間末 (2019年3月20日)	1,086,062,396	1,086,062,396	1.5674	1.5674
第36計算期間末 (2019年9月20日)	1,106,718,272	1,106,718,272	1.5850	1.5850
第37計算期間末 (2020年3月23日)	907,722,960	907,722,960	1.3239	1.3239
第38計算期間末 (2020年9月23日)	978,723,579	978,723,579	1.5516	1.5516
第39計算期間末 (2021年3月22日)	1,112,960,694	1,112,960,694	1.7565	1.7565
第40計算期間末 (2021年9月21日)	1,159,497,913	1,159,497,913	1.8220	1.8220
第41計算期間末 (2022年3月22日)	1,167,557,166	1,167,557,166	1.7861	1.7861
第42計算期間末 (2022年9月20日)	1,174,311,561	1,174,311,561	1.8492	1.8492
第43計算期間末 (2023年3月20日)	1,131,963,124	1,131,963,124	1.7856	1.7856
第44計算期間末 (2023年9月20日)	1,278,795,722	1,278,795,722	2.0290	2.0290
第45計算期間末 (2024年3月21日)	1,378,348,127	1,378,348,127	2.2386	2.2386
第46計算期間末 (2024年9月20日)	1,342,533,909	1,342,533,909	2.2323	2.2323
2023年9月末日	1,260,739,663	-	1.9972	-
10月末日	1,216,867,213	-	1.9499	-
11月末日	1,259,722,868	-	2.0319	-

12月末日	1,261,733,280	-	2.0382	-
2024年1月末日	1,316,053,886	-	2.1220	-
2月末日	1,341,326,291	-	2.1898	-
3月末日	1,383,996,508	-	2.2438	-
4月末日	1,376,744,231	-	2.2485	-
5月末日	1,380,893,444	-	2.2630	-
6月末日	1,408,832,397	-	2.3167	-
7月末日	1,377,824,786	-	2.2672	-
8月末日	1,354,230,371	-	2.2394	-
9月末日	1,354,097,585	-	2.2473	-

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第27計算期間	0.0000
第28計算期間	0.0000
第29計算期間	0.0000
第30計算期間	0.0000
第31計算期間	0.0000
第32計算期間	0.0000
第33計算期間	0.0000
第34計算期間	0.0000
第35計算期間	0.0000
第36計算期間	0.0000
第37計算期間	0.0000
第38計算期間	0.0000
第39計算期間	0.0000
第40計算期間	0.0000
第41計算期間	0.0000
第42計算期間	0.0000
第43計算期間	0.0000
第44計算期間	0.0000
第45計算期間	0.0000
第46計算期間	0.0000

**【収益率の推移】**

	収益率(%)
第27計算期間	11.8
第28計算期間	5.8
第29計算期間	3.3
第30計算期間	2.6
第31計算期間	11.8
第32計算期間	5.4
第33計算期間	0.6
第34計算期間	5.2
第35計算期間	4.1
第36計算期間	1.1
第37計算期間	16.5
第38計算期間	17.2
第39計算期間	13.2
第40計算期間	3.7
第41計算期間	2.0
第42計算期間	3.5
第43計算期間	3.4
第44計算期間	13.6
第45計算期間	10.3
第46計算期間	0.3

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落の額)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています(第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。)。

## ( 4 ) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済数量
第27計算期間	34,671,310	50,794,652	633,526,254
第28計算期間	60,190,542	30,059,385	663,657,411
第29計算期間	31,192,171	16,053,185	678,796,397
第30計算期間	55,479,803	20,389,661	713,886,539
第31計算期間	35,319,541	46,090,522	703,115,558
第32計算期間	37,887,645	36,526,288	704,476,915
第33計算期間	31,073,478	39,737,651	695,812,742
第34計算期間	23,269,880	23,706,050	695,376,572
第35計算期間	27,830,778	30,282,830	692,924,520
第36計算期間	29,265,449	23,950,289	698,239,680
第37計算期間	33,968,703	46,553,463	685,654,920
第38計算期間	96,337,883	151,218,174	630,774,629
第39計算期間	23,721,982	20,861,022	633,635,589
第40計算期間	28,374,444	25,626,420	636,383,613
第41計算期間	35,146,615	17,839,830	653,690,398
第42計算期間	21,395,215	40,062,874	635,022,739
第43計算期間	23,883,094	24,960,153	633,945,680
第44計算期間	27,738,587	31,439,471	630,244,796
第45計算期間	22,282,530	36,796,371	615,730,955
第46計算期間	13,672,109	27,998,511	601,404,553

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

<参考情報>

## 3. 運用実績

2024年9月末現在

### ● 基準価額・純資産の推移

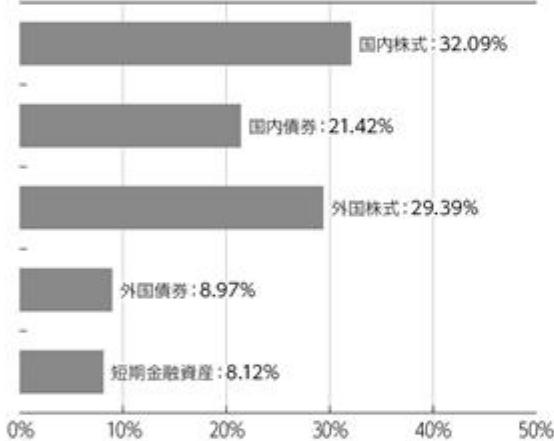


・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

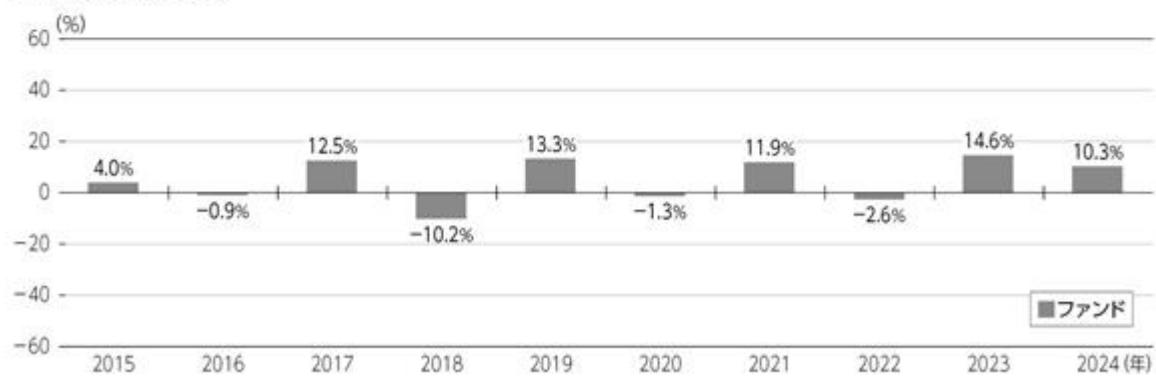
基準価額	22,473円
純資産総額	13億円
<b>● 分配の推移 1万口当たり(税引前)</b>	
2022年 9月	0円
2023年 3月	0円
2023年 9月	0円
2024年 3月	0円
2024年 9月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

### ● 資産構成比率



・比率(当ファンドにおける実質組入比率)は対純資産総額比です。

### ● 年間收益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンド收益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

・2024年は年始から上記作成基準日までの收益率です。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

### 3.運用実績

2024年9月末現在

ファンドは2025年3月20日付で重大な約款変更を実施し、投資対象とするマザーファンドは同日以降、「ファンドの特色」に記載のマザーファンドに変更となります。

#### ●マザーファンドの状況

##### 1.ニッセイ国内株式マザーファンド

###### 組入上位銘柄

	銘柄	比率
1	ソニーグループ	4.3%
2	トヨタ自動車	3.3%
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	3.2%
4	日立製作所	3.2%
5	三井住友フィナンシャルグループ	2.8%

・比率は対組入株式評価額比です。

##### 2.ニッセイ国内債券マザーファンド

###### 組入上位銘柄

	銘柄	償還日	クーポン	比率
1	第457回 利付国債(2年)	2026/02/01	0.100%	7.8%
2	第346回 利付国債(10年)	2027/03/20	0.100%	5.3%
3	第146回 利付国債(5年)	2025/12/20	0.100%	4.3%
4	第375回 利付国債(10年)	2034/06/20	1.100%	4.2%
5	第367回 利付国債(10年)	2032/06/20	0.200%	4.0%

・比率は対組入債券評価額比です。

##### 3.ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド

###### 組入上位銘柄

	銘柄	国・地域	業種	比率
1	アップル	アメリカ	情報技術	4.8%
2	マイクロソフト	アメリカ	情報技術	4.4%
3	エヌビディア	アメリカ	情報技術	4.2%
4	アマゾン・ドット・コム	アメリカ	一般消費財・サービス	4.0%
5	ウォルマート	アメリカ	生活必需品	3.6%

・国・地域はニッセイアセットマネジメントの分類によるものです。

・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。

・比率は対組入株式等評価額比です。

##### 4.ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド

###### 組入上位銘柄

	銘柄	国・地域	償還日	クーポン	比率
1	アメリカ国債	アメリカ	2042/08/15	2.750%	7.1%
2	アメリカ国債	アメリカ	2028/11/15	3.125%	6.5%
3	アメリカ国債	アメリカ	2026/01/31	2.625%	5.1%
4	アメリカ国債	アメリカ	2027/05/31	2.625%	4.8%
5	アメリカ国債	アメリカ	2026/08/31	1.375%	4.5%

・比率は対純資産総額比です。

###### 組入上位業種

	業種	比率
1	電気機器	20.2%
2	化学	9.0%
3	サービス業	8.7%
4	輸送用機器	8.3%
5	銀行業	7.1%

・比率は対組入株式評価額比です。

###### 組入債券種別

	種別	比率
日本国債	100.0%	
その他	-	

・比率は対組入債券評価額比です。

###### 組入上位国・地域

	国・地域	比率
1	アメリカ	82.0%
2	イギリス	5.1%
3	フランス	3.7%
4	カナダ	3.0%
5	デンマーク	2.4%

・国・地域はパトナム社の分類によるものです。

・比率は対組入株式等評価額比です。

###### 組入上位国・地域

	国・地域	比率
1	アメリカ	52.5%
2	フランス	7.2%
3	イタリア	6.9%
4	イギリス	5.6%
5	スペイン	4.2%

・比率は対純資産総額比です。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページをご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

#### 申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います。

原則として午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、当該時刻は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

#### 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。

#### 申込単位

1円以上1円単位とします。

#### 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

#### 販売価額

申込価額と同額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### 申込手数料

ありません。

#### その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

2. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

<訂正後>

#### 申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、申込みの受付けを行いません）。

原則として午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、当該時刻は販売会社によって異なる場合があるので、詳しくは販売会社にご確認ください。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

#### 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。

#### 申込単位

1円以上1円単位とします。

#### 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

#### 販売価額

申込価額と同額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### 申込手数料

ありません。

#### その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行ふものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

2. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

## 2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

#### 換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います。

原則として午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、当該時刻は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

#### 換金単位

1口単位とします。

#### 換金価額

換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金手数料はありません。

#### 信託財産留保額

ありません。

#### 支払開始日

換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

#### その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2. 換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行つた当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換

金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受けたものとして前記 の規定に準じて算出した価額とします。

3 . 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

<訂正後>

#### 換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受け付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ場合は、換金の受け付けを行いません）。

原則として午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、当該時刻は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受け付けを中止することがあります。

#### 換金単位

1口単位とします。

#### 換金価額

換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金手数料はありません。

#### 信託財産留保額

ありません。

#### 支払開始日

換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

#### その他

1 . 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2 . 換金請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受けたものとして前記 の規定に準じて算出した価額とします。

3 . 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

## 第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報」「第3 ファンドの経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

1 ) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 ) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

3 ) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第46期計算期間（2024年3月22日から2024年9月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

ファンドは、重大な約款変更にともない2024年12月23日から2025年3月19日までの間、投資対象とするマザーファンドの入替えを実施しました。

「第3 ファンドの経理状況」「1 財務諸表」は、第46期計算期間（2024年3月22日から2024年9月20日まで）の財務諸表であり、上記の約款変更前の状況を記載しています。

**1 【財務諸表】**  
**【D C ニッセイバランスアクティブ】**  
**( 1 ) 【貸借対照表】**

( 単位 : 円 )

	第45期 2024年3月21日現在	第46期 2024年9月20日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
金銭信託	559,779	600,551
コール・ローン	74,962,528	52,880,121
親投資信託受益証券	1,312,036,440	1,298,953,521
流動資産合計	<u>1,387,558,747</u>	<u>1,352,434,193</u>
<b>資産合計</b>	<u>1,387,558,747</u>	<u>1,352,434,193</u>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払解約金	3,994	-
未払受託者報酬	703,118	756,176
未払委託者報酬	8,437,717	9,074,719
その他未払費用	65,791	69,389
流動負債合計	<u>9,210,620</u>	<u>9,900,284</u>
<b>負債合計</b>	<u>9,210,620</u>	<u>9,900,284</u>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	615,730,955	601,404,553
<b>剰余金</b>		
期末剰余金又は期末欠損金( )	762,617,172	741,129,356
(分配準備積立金)	501,841,812	479,290,260
元本等合計	<u>1,378,348,127</u>	<u>1,342,533,909</u>
<b>純資産合計</b>	<u>1,378,348,127</u>	<u>1,342,533,909</u>
<b>負債純資産合計</b>	<u>1,387,558,747</u>	<u>1,352,434,193</u>

## (2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第45期 自 2023年9月21日 至 2024年3月21日	第46期 自 2024年3月22日 至 2024年9月20日
<b>営業収益</b>		
受取利息	818	33,755
有価証券売買等損益	138,167,187	6,072,926
営業収益合計	138,168,005	6,106,681
<b>営業費用</b>		
支払利息	10,770	-
受託者報酬	703,118	756,176
委託者報酬	8,437,717	9,074,719
その他費用	66,572	69,389
営業費用合計	9,218,177	9,900,284
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>128,949,828</b>	<b>3,793,603</b>
経常利益又は経常損失( )	128,949,828	3,793,603
当期純利益又は当期純損失( )	128,949,828	3,793,603
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	986,833	274,329
期首剩余金又は期首次損金( )	648,550,926	762,617,172
剩余金増加額又は欠損金減少額	23,966,766	17,265,139
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	23,966,766	17,265,139
剩余金減少額又は欠損金増加額	37,863,515	34,685,023
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	37,863,515	34,685,023
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
<b>分配金</b>		
期末剩余金又は期末欠損金( )	762,617,172	741,129,356

**( 3 ) 【注記表】**

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第46期 自 2024年3月22日 至 2024年9月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年3月20日及び9月20日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間末日が休業日のため、2024年3月22日から2024年9月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第45期 2024年3月21日現在	第46期 2024年9月20日現在
1. 期首元本額	630,244,796円	615,730,955円
期中追加設定元本額	22,282,530円	13,672,109円
期中一部解約元本額	36,796,371円	27,998,511円
2. 受益権の総数	615,730,955口	601,404,553口

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

項目	第45期 自 2023年9月21日 至 2024年3月21日	第46期 自 2024年3月22日 至 2024年9月20日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(127,949,087円)、収益調整金(453,500,243円)及び分配準備積立金(373,892,725円)より分配対象収益は955,342,055円(1万口当たり15,515.58円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(453,823,566円)及び分配準備積立金(479,290,260円)より分配対象収益は933,113,826円(1万口当たり15,515.58円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。
2. 委託費用	投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 1,101,086円	投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 1,229,718円

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第45期 自 2023年9月21日 至 2024年3月21日	第46期 自 2024年3月22日 至 2024年9月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っています。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第45期 2024年3月21日現在	第46期 2024年9月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第45期 2024年3月21日現在	第46期 2024年9月20日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	118,165,259	2,114,992
合計	118,165,259	2,114,992

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	第45期 2024年3月21日現在	第46期 2024年9月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2,2386円 (22,386円)	2,2323円 (22,323円)

( 4 ) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

( 1 ) 株式

該当事項はありません。

( 2 ) 株式以外の有価証券

2024年9月20日現在

種類	銘柄	券面総額 ( 円 )	評価額 ( 円 )	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ / パトナム・海外債券 マザーファンド	37,123,143	130,190,862	
	ニッセイ / パトナム・海外株式 マザーファンド	74,918,763	400,628,085	
	ニッセイ国内債券マザーファン ド	251,669,281	345,038,584	
	ニッセイ国内株式マザーファン ド	209,163,531	423,095,990	
親投資信託受益証券 合計		572,874,718	1,298,953,521	
合計			1,298,953,521	

( 注 ) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考）

当ファンドは、「ニッセイ国内株式マザーファンド」受益証券、「ニッセイ国内債券マザーファンド」受益証券、「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」受益証券及び「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における同親投資信託の状況は以下の通りでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

## ニッセイ国内株式マザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

2024年9月20日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	6,990,166
コール・ローン	615,503,270
株式	18,205,122,010
派生商品評価勘定	26,361,250
未収配当金	7,554,934
差入委託証拠金	50,638,579
流動資産合計	18,912,170,209
資産合計	18,912,170,209
負債の部	
流動負債	
前受金	20,000,000
未払解約金	11,383,265
流動負債合計	31,383,265
負債合計	31,383,265
純資産の部	
元本等	
元本	9,334,004,373
剰余金	
剰余金又は欠損金（）	9,546,782,571
元本等合計	18,880,786,944
純資産合計	18,880,786,944
負債純資産合計	18,912,170,209

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2024年3月22日 至 2024年9月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年9月20日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	9,500,410,389円
同期中追加設定元本額	1,604,518,297円
同期中一部解約元本額	1,770,924,313円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）	107,522,575円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）	190,463,450円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）	106,175,308円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）VA（適格機関投資家専用）	16,427,150円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランス（債券重視型）SA（適格機関投資家限定）	280,742,328円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランス（標準型）SA（適格機関投資家限定）	1,194,442,042円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランス（株式重視型）SA（適格機関投資家限定）	720,994,862円
DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（債券重視型）	631,014,668円
DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（標準型）	2,920,781,235円
DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（株式重視型）	2,886,301,722円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランス（成長型）SA（適格機関投資家限定）	69,975,502円
DCニッセイバランスアクティブ	209,163,531円
計	9,334,004,373円
2. 受益権の総数	9,334,004,373口
3. 差入代用有価証券	
株式	296,400,000円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年3月22日 至 2024年9月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年9月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年9月20日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	838,894,905
合計	838,894,905

(注)「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2023年12月21日から2024年9月20日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	2024年9月20日現在		
	契約額等（円）	時価（円）	評価損益（円）
		うち 1年超	
市場取引			
先物取引			
買建	627,500,000	-	653,875,000
合計	627,500,000	-	653,875,000
			26,375,000

(注) 株価指数先物取引

1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年9月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.0228円 (20,228円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2024年9月20日現在

銘柄	株式数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
五洋建設	170,500	613.60	104,618,800	
日揮ホールディングス	94,400	1,237.50	116,820,000	
綜合警備保障	126,200	1,040.50	131,311,100	
エムスリー	107,500	1,453.00	156,197,500	
サントリー食品インターナショナル	53,200	5,431.00	288,929,200	
アスクル	75,700	2,057.00	155,714,900	
ゲオホールディングス	34,300	1,553.00	53,267,900	
アリアケジャパン	30,500	5,280.00	161,040,000	
ジンズホールディングス	19,900	5,110.00	101,689,000	
日清紡ホールディングス	210,500	936.00	197,028,000	
セブン＆アイ・ホールディングス	145,000	2,151.50	311,967,500	
帝人	217,600	1,409.50	306,707,200	
東レ	367,800	780.90	287,215,020	
旭化成	302,800	1,066.50	322,936,200	
三井化学	57,300	3,880.00	222,324,000	
K H ネオケム	101,200	2,058.00	208,269,600	
積水化学工業	117,700	2,206.00	259,646,200	
プレステージ・インターナショナル	151,100	726.00	109,698,600	
花王	29,900	6,880.00	205,712,000	
武田薬品工業	50,200	4,275.00	214,605,000	
日本新薬	89,800	3,371.00	302,715,800	
H . U . グループホールディングス	41,000	2,670.50	109,490,500	
エン・ジャパン	65,800	2,511.00	165,223,800	
富士フィルムホールディングス	86,900	3,762.00	326,917,800	
小林製薬	16,100	5,680.00	91,448,000	
T O T O	33,700	4,892.00	164,860,400	
リンナイ	48,100	3,468.00	166,810,800	
ユニプレス	166,100	1,110.00	184,371,000	
テクノプロ・ホールディングス	52,400	2,959.50	155,077,800	
ダイキン工業	16,800	17,960.00	301,728,000	
日立製作所	153,000	3,672.00	561,816,000	
三菱電機	74,800	2,276.50	170,282,200	
マキタ	64,100	4,843.00	310,436,300	
マブチモーター	150,000	2,173.00	325,950,000	
ニデック	57,000	5,877.00	334,989,000	
オムロン	34,700	6,184.00	214,584,800	
エレコム	88,900	1,429.00	127,038,100	
パナソニック ホールディングス	265,700	1,244.50	330,663,650	
ソニーグループ	57,300	13,365.00	765,814,500	
デンソー	121,100	2,119.50	256,671,450	
京セラ	208,100	1,711.00	356,059,100	
村田製作所	90,500	2,749.00	248,784,500	
トヨタ自動車	235,600	2,634.00	620,570,400	
日野自動車	622,300	451.60	281,030,680	

スズキ	122,900	1,591.50	195,595,350	
良品計画	57,100	2,618.50	149,516,350	
シーケス	118,800	1,076.00	127,828,800	
スギホールディングス	58,500	2,488.00	145,548,000	
トプコン	131,400	1,517.00	199,333,800	
朝日インテック	78,400	2,587.50	202,860,000	
三菱商事	158,500	2,952.50	467,971,250	
丸井グループ	87,700	2,469.00	216,531,300	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	404,100	1,482.00	598,876,200	代用有価証券 200,000株
三井住友フィナンシャルグループ	56,600	9,112.00	515,739,200	
千葉銀行	165,800	1,150.00	190,670,000	
SOMPOホールディングス	73,300	3,290.00	241,157,000	
T&Dホールディングス	64,300	2,539.00	163,257,700	
リログループ	109,500	1,879.00	205,750,500	
東日本旅客鉄道	95,500	2,966.50	283,300,750	
名古屋鉄道	154,900	1,720.50	266,505,450	
山九	27,900	4,842.00	135,091,800	
福山通運	20,100	3,825.00	76,882,500	
日本航空	117,800	2,469.00	290,848,200	
日本電信電話	3,210,200	149.80	480,887,960	
KDDI	28,100	4,804.00	134,992,400	
大阪瓦斯	44,200	3,255.00	143,871,000	
東邦瓦斯	69,200	4,111.00	284,481,200	
メタウォーター	41,800	1,764.00	73,735,200	
エイチ・アイ・エス	167,600	1,684.00	282,238,400	
東京都競馬	67,500	4,360.00	294,300,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	65,300	5,514.00	360,064,200	
ミスミグループ本社	155,700	2,589.00	403,107,300	
ソフトバンクグループ	33,300	8,563.00	285,147,900	
合計	11,289,100		18,205,122,010	

( 2 ) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

ニッセイ国内債券マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

		2024年9月20日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
金銭信託		21,624,383
コール・ローン		1,904,086,294
国債証券		18,702,348,129
未収入金		105,758,592
未収利息		12,384,093
前払費用		5,153,279
<b>流動資産合計</b>		<b>20,751,354,770</b>
<b>資産合計</b>		<b>20,751,354,770</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払金		106,867,593
未払解約金		12,202,629
<b>流動負債合計</b>		<b>119,070,222</b>
<b>負債合計</b>		<b>119,070,222</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本		15,049,048,556
剰余金		
<b>剰余金又は欠損金( )</b>		<b>5,583,235,992</b>
<b>元本等合計</b>		<b>20,632,284,548</b>
<b>純資産合計</b>		<b>20,632,284,548</b>
<b>負債純資産合計</b>		<b>20,751,354,770</b>

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年3月22日 至 2024年9月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年9月20日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	14,889,598,387円
同期中追加設定元本額	2,539,245,283円
同期中一部解約元本額	2,379,795,114円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）	444,521,277円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）	333,926,270円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）	59,821,162円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）VA（適格機関投資家専用）	28,798,966円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランス（債券重視型）SA（適格機関投資家限定）	1,159,828,698円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランス（標準型）SA（適格機関投資家限定）	2,094,219,994円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランス（株式重視型）SA（適格機関投資家限定）	406,188,189円
DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（債券重視型）	2,608,186,476円
DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（標準型）	5,121,092,167円
DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（株式重視型）	1,626,178,815円
DCニッセイ国内債券アクティブ	857,792,931円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランス（成長型）SA（適格機関投資家限定）	56,824,330円
DCニッセイバランスアクティブ	251,669,281円
計	15,049,048,556円
2. 受益権の総数	15,049,048,556口

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年3月22日 至 2024年9月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年9月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	2024年9月20日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	290,745,110
合計	290,745,110

(注)「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2023年12月21日から2024年9月20日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

		2024年9月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)		1,3710円 (13,710円)

#### 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年9月20日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	第442回 利付国債(2年)	8,000,000	8,000,000	
	第443回 利付国債(2年)	3,200,000	3,200,578	
	第447回 利付国債(2年)	500,000	499,850	
	第452回 利付国債(2年)	200,000	199,508	
	第453回 利付国債(2年)	746,600,000	744,927,616	
	第454回 利付国債(2年)	26,000,000	25,956,840	
	第455回 利付国債(2年)	35,600,000	35,486,080	
	第457回 利付国債(2年)	1,464,400,000	1,460,138,596	
	第143回 利付国債(5年)	8,000,000	8,001,873	
	第146回 利付国債(5年)	810,700,000	808,794,855	
	第156回 利付国債(5年)	298,500,000	296,541,840	
	第1回 利付国債(40年)	7,900,000	8,653,818	
	第7回 利付国債(40年)	2,100,000	1,919,064	
	第8回 利付国債(40年)	3,400,000	2,859,298	
	第9回 利付国債(40年)	24,100,000	14,592,309	
	第12回 利付国債(40年)	23,900,000	14,218,349	
	第13回 利付国債(40年)	10,600,000	6,167,080	
	第14回 利付国債(40年)	600,000	370,590	
	第16回 利付国債(40年)	11,300,000	8,409,347	
	第17回 利付国債(40年)	7,200,000	6,936,120	
	第337回 利付国債(10年)	800,000	800,875	
	第339回 利付国債(10年)	45,700,000	45,786,549	
	第346回 利付国債(10年)	1,000,000,000	992,860,000	
	第348回 利付国債(10年)	600,000	594,678	
	第351回 利付国債(10年)	506,900,000	500,837,476	

第352回 利付国債(10年)	800,000	789,336	
第353回 利付国債(10年)	110,200,000	108,550,306	
第354回 利付国債(10年)	288,000,000	283,132,800	
第357回 利付国債(10年)	70,600,000	69,123,048	
第358回 利付国債(10年)	111,300,000	108,835,818	
第359回 利付国債(10年)	47,700,000	46,570,941	
第360回 利付国債(10年)	50,100,000	48,834,975	
第361回 利付国債(10年)	216,300,000	210,492,345	
第362回 利付国債(10年)	57,100,000	55,456,091	
第364回 利付国債(10年)	45,800,000	44,263,868	
第365回 利付国債(10年)	599,100,000	577,514,427	
第367回 利付国債(10年)	781,600,000	755,127,208	
第369回 利付国債(10年)	141,700,000	139,492,314	
第370回 利付国債(10年)	610,800,000	599,573,496	
第371回 利付国債(10年)	196,400,000	190,606,200	
第372回 利付国債(10年)	97,200,000	97,363,296	
第373回 利付国債(10年)	173,700,000	170,490,024	
第374回 利付国債(10年)	408,400,000	406,962,432	
第375回 利付国債(10年)	763,800,000	780,267,528	
第34回 利付国債(30年)	158,100,000	173,875,218	
第38回 利付国債(30年)	38,800,000	39,793,280	
第44回 利付国債(30年)	168,500,000	167,623,800	
第46回 利付国債(30年)	111,700,000	106,763,977	
第48回 利付国債(30年)	28,500,000	26,601,045	
第49回 利付国債(30年)	71,500,000	66,542,905	
第50回 利付国債(30年)	42,300,000	34,750,296	
第52回 利付国債(30年)	12,900,000	9,809,805	
第53回 利付国債(30年)	10,000,000	7,743,700	
第54回 利付国債(30年)	800,000	645,592	
第55回 利付国債(30年)	21,700,000	17,439,205	
第56回 利付国債(30年)	157,600,000	126,127,280	
第57回 利付国債(30年)	13,600,000	10,838,792	

第 5 8 回 利付国債（30年）	66,700,000	52,937,122	
第 5 9 回 利付国債（30年）	89,500,000	69,049,250	
第 6 0 回 利付国債（30年）	360,400,000	290,478,796	
第 6 1 回 利付国債（30年）	52,400,000	40,037,268	
第 6 2 回 利付国債（30年）	31,300,000	22,581,072	
第 6 4 回 利付国債（30年）	71,300,000	49,449,402	
第 6 6 回 利付国債（30年）	128,700,000	88,275,330	
第 6 7 回 利付国債（30年）	65,200,000	47,052,232	
第 6 9 回 利付国債（30年）	16,900,000	12,404,262	
第 7 0 回 利付国債（30年）	166,800,000	121,870,752	
第 7 3 回 利付国債（30年）	23,100,000	16,645,398	
第 7 4 回 利付国債（30年）	8,600,000	6,706,022	
第 7 5 回 利付国債（30年）	86,600,000	72,735,340	
第 7 6 回 利付国債（30年）	166,700,000	143,225,306	
第 7 7 回 利付国債（30年）	5,000,000	4,500,950	
第 7 8 回 利付国債（30年）	212,300,000	181,603,543	
第 8 0 回 利付国債（30年）	177,700,000	166,741,241	
第 8 1 回 利付国債（30年）	226,300,000	202,140,212	
第 8 2 回 利付国債（30年）	441,800,000	413,149,270	
第 8 3 回 利付国債（30年）	416,500,000	425,679,660	
第 9 2 回 利付国債（20年）	17,300,000	17,960,341	
第 9 9 回 利付国債（20年）	28,600,000	30,158,986	
第 1 0 2 回 利付国債（20年）	49,600,000	53,232,704	
第 1 0 7 回 利付国債（20年）	15,300,000	16,353,252	
第 1 0 9 回 利付国債（20年）	70,900,000	75,353,229	
第 1 1 0 回 利付国債（20年）	79,400,000	85,103,302	
第 1 1 2 回 利付国債（20年）	37,800,000	40,617,234	
第 1 1 3 回 利付国債（20年）	24,200,000	26,103,572	
第 1 1 4 回 利付国債（20年）	6,500,000	7,034,430	
第 1 1 7 回 利付国債（20年）	1,500,000	1,628,985	
第 1 1 8 回 利付国債（20年）	200,000,000	216,730,000	
第 1 2 3 回 利付国債（20年）	40,300,000	44,147,038	
第 1 3 4 回 利付国債（20年）	19,200,000	20,842,752	
第 1 4 0 回 利付国債（20年）	22,600,000	24,402,124	
第 1 4 2 回 利付国債（20年）	121,900,000	132,705,216	
第 1 4 4 回 利付国債（20年）	37,500,000	39,886,500	

第146回 利付国債(20年)	51,900,000	56,028,126	
第147回 利付国債(20年)	409,100,000	437,818,820	
第149回 利付国債(20年)	127,100,000	134,588,732	
第150回 利付国債(20年)	39,500,000	41,385,730	
第151回 利付国債(20年)	174,100,000	178,743,247	
第152回 利付国債(20年)	239,000,000	244,812,480	
第155回 利付国債(20年)	313,500,000	312,550,095	
第157回 利付国債(20年)	132,900,000	120,091,098	
第158回 利付国債(20年)	117,300,000	109,381,077	
第159回 利付国債(20年)	105,500,000	99,167,890	
第160回 利付国債(20年)	173,600,000	164,531,136	
第161回 利付国債(20年)	700,000	652,512	
第162回 利付国債(20年)	200,000,000	185,576,000	
第163回 利付国債(20年)	18,900,000	17,454,906	
第164回 利付国債(20年)	196,300,000	178,077,471	
第165回 利付国債(20年)	4,800,000	4,332,192	
第166回 利付国債(20年)	103,700,000	95,767,987	
第168回 利付国債(20年)	54,000,000	47,268,900	
第169回 利付国債(20年)	298,600,000	255,971,864	
第170回 利付国債(20年)	126,700,000	107,961,070	
第171回 利付国債(20年)	48,200,000	40,848,536	
第172回 利付国債(20年)	149,500,000	128,030,305	
第173回 利付国債(20年)	208,200,000	177,346,842	
第174回 利付国債(20年)	700,000	593,047	
第176回 利付国債(20年)	106,700,000	90,973,487	

第177回 利付国債(20年)	114,900,000	95,748,468	
第178回 利付国債(20年)	171,400,000	144,572,472	
第180回 利付国債(20年)	150,000,000	132,159,000	
第182回 利付国債(20年)	67,400,000	62,042,374	
第183回 利付国債(20年)	100,300,000	96,716,281	
第184回 利付国債(20年)	81,500,000	74,517,080	
第185回 利付国債(20年)	173,900,000	158,396,815	
第186回 利付国債(20年)	215,300,000	209,267,294	
第188回 利付国債(20年)	242,200,000	238,131,040	
第189回 利付国債(20年)	214,700,000	221,207,557	
第24回 物価連動国債(10年)	266,000,000	301,359,568	
国債証券 合計	19,437,900,000	18,702,348,129	
合計		18,702,348,129	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ニッセイ・パトナム・海外株式マザーファンド  
貸借対照表

( 単位 : 円 )

		2024年9月20日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金		2,012,955,115
金銭信託		6,693,649
コール・ローン		589,394,200
株式		63,502,944,425
投資証券		1,850,439,274
派生商品評価勘定		408,366,667
未収配当金		34,104,155
流動資産合計		<u>68,404,897,485</u>
<b>資産合計</b>		<u>68,404,897,485</u>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
派生商品評価勘定		362,452,036
未払解約金		65,126,394
流動負債合計		<u>427,578,430</u>
<b>負債合計</b>		<u>427,578,430</u>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本		12,711,984,151
剰余金		
剰余金又は欠損金( )		55,265,334,904
元本等合計		<u>67,977,319,055</u>
<b>純資産合計</b>		<u>67,977,319,055</u>
<b>負債純資産合計</b>		<u>68,404,897,485</u>

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年3月22日 至 2024年9月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年9月20日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	12,693,104,068円
同期中追加設定元本額	1,610,725,018円
同期中一部解約元本額	1,591,844,935円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）	20,876,689円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）	49,303,873円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）	30,920,671円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）VA（適格機関投資家専用）	4,252,239円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランス（債券重視型）SA（適格機関投資家限定）	54,506,660円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランス（標準型）SA（適格機関投資家限定）	309,210,468円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランス（株式重視型）SA（適格機関投資家限定）	209,955,774円
DCニッセイ／パトナム・グローバル・コア株式	10,218,047,107円
DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（債券重視型）	122,511,363円
DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（標準型）	756,090,116円
DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（株式重視型）	840,492,144円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランス（成長型）SA（適格機関投資家限定）	20,559,619円
ニッセイ／パトナム・グローバル・コア株式SA（適格機関投資家限定）	338,665円
DCニッセイバランスアクティブ	74,918,763円
計	12,711,984,151円
2. 受益権の総数	12,711,984,151口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年3月22日 至 2024年9月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っています。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年9月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年9月20日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	10,688,534,036
投資証券	106,227,449
合計	10,794,761,485

(注)「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2023年12月21日から2024年9月20日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2024年9月20日現在			
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	7,708,458,590	-	7,300,091,923	408,366,667
アメリカ・ドル	6,233,050,381	-	5,862,964,800	370,085,581
イギリス・ポンド	77,034,035	-	75,262,901	1,771,134
カナダ・ドル	346,713,452	-	334,798,481	11,914,971
デンマーク・クローネ	1,051,660,722	-	1,027,065,741	24,594,981
買建	7,708,458,590	-	7,346,006,554	362,452,036
アメリカ・ドル	1,475,408,209	-	1,424,257,016	51,151,193
イスラエル・シュケル	104,073,137	-	91,944,337	12,128,800
オーストラリア・ドル	1,440,593,260	-	1,307,858,348	132,734,912
カナダ・ドル	659,336,114	-	591,156,603	68,179,511
シンガポール・ドル	254,526,873	-	253,604,231	922,642
スイス・フラン	1,448,398,551	-	1,405,348,614	43,049,937
スウェーデン・クローネ	558,574,892	-	546,471,097	12,103,795
ノルウェー・クローネ	79,445,800	-	77,854,156	1,591,644
ユーロ	1,383,842,939	-	1,350,753,761	33,089,178
香港・ドル	304,258,815	-	296,758,391	7,500,424
合計	15,416,917,180	-	14,646,098,477	45,914,631

(注)為替予約取引

時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	2024年9月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	5,3475円 (53,475円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

2024年9月20日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	ADOBE INC	14,300	526.440	7,528,092.00	
	ADVANCED MICRO DEVICES INC	23,300	156.740	3,652,042.00	
	AMAZON.COM INC	95,100	189.870	18,056,637.00	
	APPLE INC	95,100	228.870	21,765,537.00	
	APPLIED MATERIALS INC	30,300	196.710	5,960,313.00	
	ASML HOLDING NV	6,300	828.160	5,217,408.00	
	BALL CORP	95,000	67.110	6,375,450.00	
	BANK OF AMERICA CORP	219,500	40.870	8,970,965.00	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	122,100	83.710	10,220,991.00	
	CADENCE DESIGN SYSTEMS INC	22,300	280.350	6,251,805.00	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	31,800	153.050	4,866,990.00	
	CASELLA WASTE SYSTEMS INC-A	65,800	101.230	6,660,934.00	
	CHARLES SCHWAB CORP	81,900	64.760	5,303,844.00	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	103,900	57.970	6,023,083.00	
	CITIGROUP INC	118,700	63.020	7,480,474.00	
	CONSTELLATION ENERGY	31,800	208.500	6,630,300.00	
	DANAHER CORP	25,200	276.430	6,966,036.00	
	EASTMAN CHEMICAL COMPANY	44,700	108.260	4,839,222.00	
	ELI LILLY & CO	10,200	915.040	9,333,408.00	
	FORTIVE CORP	104,200	77.290	8,053,618.00	
	HOME DEPOT INC	21,400	390.340	8,353,276.00	
	INGERSOLL-RAND INC	74,700	97.650	7,294,455.00	
	INTUITIVE SURGICAL INC	16,900	490.010	8,281,169.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	37,300	210.480	7,850,904.00	
	KKR & CO INC -A	35,600	132.800	4,727,680.00	
	LEVI STRAUSS & CO- CLASS A	221,900	19.920	4,420,248.00	
	LINDE PLC	19,800	469.170	9,289,566.00	
	MERCK & CO INC	50,000	117.230	5,861,500.00	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	3,100	1,443.030	4,473,393.00	
	MICROSOFT CORP	46,400	438.690	20,355,216.00	
	MSCI INC	7,800	555.310	4,331,418.00	
	NEXTERA ENERGY INC	78,200	82.290	6,435,078.00	

NRG ENERGY INC	33,331	81.830	2,727,475.73	
NVIDIA CORP	157,500	117.870	18,564,525.00	
ON HOLDING AG-CLASS A	74,200	49.730	3,689,966.00	
OTIS WORLDWIDE CORP	94,100	96.380	9,069,358.00	
REGENERON PHARMACEUTICALS	7,755	1,150.190	8,919,723.45	
ROPER TECHNOLOGIES INC	11,300	560.860	6,337,718.00	
SALESFORCE INC	23,300	265.990	6,197,567.00	
SEAGATE TECHNOLOGY	35,100	104.120	3,654,612.00	
STARBUCKS CORP	40,100	96.900	3,885,690.00	
SYNOPSYS INC	9,500	514.120	4,884,140.00	
T-MOBILE US INC	27,800	199.640	5,549,992.00	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	12,100	620.250	7,505,025.00	
TPG INC	101,900	59.330	6,045,727.00	
VISA INC-CLASS A SHARES	41,100	285.240	11,723,364.00	
WALMART INC	203,700	78.040	15,896,748.00	
WALT DISNEY CO	47,700	93.450	4,457,565.00	
アメリカ・ドル 小計	2,875,086		370,940,248.18 (52,955,429,829)	
イギリス・ポンド	ASHTead GROUP PLC	63,892	57.800	3,692,957.60
	CRH PLC	27,032	69.740	1,885,211.68
	GSK PLC	272,212	15.745	4,285,977.94
	UNILEVER PLC	140,517	48.530	6,819,290.01
イギリス・ポンド 小計	503,653		16,683,437.23 (3,162,679,196)	
カナダ・ドル	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LIMITED	60,300	117.850	7,106,355.00
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,800	4,396.310	7,913,358.00
	FIRSTSERVICE CORP	13,200	244.560	3,228,192.00
カナダ・ドル 小計	75,300		18,247,905.00 (1,920,592,001)	
デンマーク・クローネ	NOVO-NORDISK A/S	51,885	898.200	46,603,107.00
	NOVOZYMES A/S	68,814	452.600	31,145,216.40
デンマーク・クローネ 小計	120,699		77,748,323.40 (1,660,704,188)	
ユーロ	ARGENX SE	5,478	482.200	2,641,491.60
	AXA SA	177,684	36.230	6,437,491.32
	DANONE	68,466	64.640	4,425,642.24
	MUENCHENER RUECKVERSICHERUNGS AG	9,786	488.000	4,775,568.00
	SANOFI	53,735	104.120	5,594,888.20
ユーロ 小計	315,149		23,875,081.36 (3,803,539,211)	
合計	3,889,887		63,502,944,425 (63,502,944,425)	

## (2) 株式以外の有価証券

2024年9月20日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	AMERICAN TOWER REIT INC	31,900.00	7,410,689.00	
		PROLOGIS INC	43,200.00	5,551,200.00	
	アメリカ・ドル 小計		75,100.00	12,961,889.00 (1,850,439,274)	
投資証券 合計			75,100	1,850,439,274 (1,850,439,274)	
合計				1,850,439,274 (1,850,439,274)	

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率(%)	組入投資証券時価比率(%)	有価証券の合計金額に対する比率(%)
アメリカ・ドル	株式 48銘柄 投資証券 2銘柄	77.90 -	- 2.72	83.86
イギリス・ポンド	株式 4銘柄	4.65	-	4.84
カナダ・ドル	株式 3銘柄	2.83	-	2.94
デンマーク・クローネ	株式 2銘柄	2.44	-	2.54
ユーロ	株式 5銘柄	5.60	-	5.82

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

ニッセイ・パトナム・海外債券マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年9月20日現在

資産の部	
流動資産	
預金	568,968,898
金銭信託	1,015,611
コール・ローン	89,427,338
国債証券	7,985,120,350
地方債証券	168,377,950
特殊債券	754,279,315
社債券	780,189,001
派生商品評価勘定	49,857,178
未収利息	72,128,191
前払費用	3,514,587
流動資産合計	10,472,878,419
資産合計	10,472,878,419
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	49,264,836
未払金	28,898,450
未払解約金	4,636,930
流動負債合計	82,800,216
負債合計	82,800,216
純資産の部	
元本等	
元本	2,962,688,038
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	7,427,390,165
元本等合計	10,390,078,203
純資産合計	10,390,078,203
負債純資産合計	10,472,878,419

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年3月22日 至 2024年9月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年9月20日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,001,594,659円
同期中追加設定元本額	285,142,899円
同期中一部解約元本額	324,049,520円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオーブン（債券重視型）	31,499,706円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオーブン（標準型）	37,190,655円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオーブン（株式重視型）	15,546,360円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオーブン（標準型）VA（適格機関投資家専用）	3,207,461円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランス（債券重視型）SA（適格機関投資家限定）	82,189,268円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランス（標準型）SA（適格機関投資家限定）	233,240,404円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランス（株式重視型）SA（適格機関投資家限定）	105,558,934円
DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（債券重視型）	184,830,693円
DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（標準型）	570,349,638円
DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（株式重視型）	422,601,179円
DCニッセイ／パトナム・グローバル債券	1,095,881,123円
ニッセイ／パトナム・グローバルバランス（成長型）SA（適格機関投資家限定）	11,075,475円
ニッセイ／パトナム・グローバル債券SA（適格機関投資家限定）	132,393,999円
DCニッセイバランスアクティブ	37,123,143円
計	2,962,688,038円
2. 受益権の総数	2,962,688,038口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年3月22日 至 2024年9月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っています。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年9月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	2024年9月20日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	56,679,028
地方債証券	1,696,819
特殊債券	26,310,793
社債券	4,616,502
合計	89,303,142

(注)「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2023年12月21日から2024年9月20日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	契約額等(円)	2024年9月20日現在		
		うち 1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	1,592,765,563	-	1,542,908,385	49,857,178
アメリカ・ドル	1,420,123,794	-	1,378,294,750	41,829,044
イギリス・ポンド	66,170,013	-	64,118,951	2,051,062
オーストラリア・ドル	19,291,968	-	17,684,755	1,607,213
オフショア・人民元	27,355,584	-	26,954,884	400,700
カナダ・ドル	32,406,080	-	30,700,439	1,705,641
スウェーデン・クローナ	979,352	-	951,526	27,826
デンマーク・クローネ	938,260	-	911,311	26,949
ニュージーランド・ドル	8,093,700	-	7,344,732	748,968
ノルウェー・クローネ	2,479,365	-	2,399,629	79,736
メキシコ・ペソ	7,913,428	-	6,549,426	1,364,002
ユーロ	7,014,019	-	6,997,982	16,037
買建	1,592,765,563	-	1,543,500,727	49,264,836
アメリカ・ドル	172,641,769	-	163,290,365	9,351,404
イギリス・ポンド	20,838,023	-	20,679,907	158,116
イスラエル・シェケル	35,343,085	-	31,224,162	4,118,923
オフショア・人民元	1,168,455,508	-	1,138,106,801	30,348,707
シンガポール・ドル	41,916,924	-	41,597,150	319,774
スイス・フラン	14,422,938	-	13,857,702	565,236
ポーランド・ズロチ	792,282	-	767,013	25,269
メキシコ・ペソ	8,716,198	-	7,397,869	1,318,329
ユーロ	129,638,836	-	126,579,758	3,059,078
合計	3,185,531,126	-	3,086,409,112	592,342

(注)為替予約取引

時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年9月20日現在
1口当たり純資産額	3.5070円
(1万口当たり純資産額)	(35,070円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年9月20日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
国債証券	アメリカ・ドル	US TREASURY N/B	1,760,000.00	1,779,518.40		
		US TREASURY N/B	2,950,000.00	2,918,523.50		
		US TREASURY N/B	1,510,000.00	1,465,757.00		
		US TREASURY N/B	4,830,000.00	4,754,120.70		
		US TREASURY N/B	2,850,000.00	2,045,074.50		
		US TREASURY N/B	3,800,000.00	3,742,848.00		
		US TREASURY N/B	3,400,000.00	3,258,934.00		
		US TREASURY N/B	3,600,000.00	3,517,164.00		
		US TREASURY N/B	6,260,000.00	5,170,572.20		
		アメリカ・ドル 小計	30,960,000.00 (4,419,849,600)	28,652,512.30 (4,090,432,654)		
イギリス・ポンド	UNITED KINGDOM GILT	UNITED KINGDOM GILT	1,410,000.00	1,205,973.00		
		UNITED KINGDOM GILT	100,000.00	83,450.00		
		UNITED KINGDOM GILT	10,000.00	6,487.00		
		UNITED KINGDOM GILT	370,000.00	388,810.80		
		UNITED KINGDOM GILT	90,000.00	98,393.40		
		UNITED KINGDOM GILT	170,000.00	157,437.00		
		UNITED KINGDOM GILT	1,200,000.00	1,120,200.00		
イギリス・ポンド 小計			3,350,000.00 (635,059,500)	3,060,751.20 (580,226,605)		
オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT		440,000.00	427,451.20		
			770,000.00	736,936.20		
			120,000.00	95,706.00		
			120,000.00	99,188.40		
オーストラリア・ドル 小計			1,450,000.00 (140,882,000)	1,359,281.80 (132,067,820)		
カナダ・ドル	CANADIAN GOVERNMENT		210,000.00	222,102.30		
カナダ・ドル 小計			210,000.00 (22,102,500)	222,102.30 (23,376,267)		
スウェーデン・クローナ	SWEDISH GOVERNMENT		1,140,000.00	1,126,285.80		
			380,000.00	443,992.00		
スウェーデン・クローナ 小計			1,520,000.00 (21,356,000)	1,570,277.80 (22,062,403)		
デンマーク・クローネ	KINGDOM OF DENMARK		460,000.00	440,123.40		
			650,000.00	825,805.50		
デンマーク・クローネ 小計			1,110,000.00 (23,709,600)	1,265,928.90 (27,040,241)		

ニュージーランド・ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	330,000.00	319,766.70
ニュージーランド・ドル 小計		330,000.00 (29,383,200)	319,766.70 (28,472,027)
ノルウェー・クローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,660,000.00	1,597,617.20
ノルウェー・クローネ 小計		1,660,000.00 (22,559,400)	1,597,617.20 (21,711,618)
ポーランド・ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,310,000.00	1,354,474.50
ポーランド・ズロチ 小計		1,310,000.00 (48,811,386)	1,354,474.50 (50,468,533)
マレーシア・リンギット	MALAYSIA GOVERNMENT	1,750,000.00	1,731,730.00
マレーシア・リンギット 小計		1,750,000.00 (59,293,500)	1,731,730.00 (58,674,476)
メキシコ・ペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,660,000.00	9,966,353.80
メキシコ・ペソ 小計		10,660,000.00 (78,790,192)	9,966,353.80 (73,663,314)
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	650,000.00	635,160.50
	BELGIUM KINGDOM	20,000.00	18,683.60
	BELGIUM KINGDOM	590,000.00	670,476.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	310,000.00	326,132.40
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	330,000.00	406,942.80
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	110,000.00	121,706.20
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	750,000.00	828,255.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	250,000.00	225,322.50
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	330,000.00	322,637.70
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	30,000.00	16,964.70
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	530,000.00	490,133.40
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	230,000.00	179,015.90
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,780,000.00	1,551,448.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	760,000.00	759,566.80
	BUONI POLIENNALI DEL TES	710,000.00	782,554.90
	BUONI POLIENNALI DEL TES	290,000.00	301,927.70
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,380,000.00	1,246,319.40
	BUONI POLIENNALI DEL TES	90,000.00	56,356.20
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,430,000.00	1,597,724.70
	BUONI POLIENNALI DEL TES	470,000.00	474,695.30
	FINNISH GOVERNMENT	310,000.00	269,452.00
	FRANCE (GOVT OF)	970,000.00	979,360.50
	FRANCE (GOVT OF)	40,000.00	40,584.00
	FRANCE (GOVT OF)	110,000.00	108,221.30
	FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	290,610.00
	FRANCE (GOVT OF)	740,000.00	855,943.20
	FRANCE (GOVT OF)	610,000.00	556,240.70
	FRANCE (GOVT OF)	1,540,000.00	1,314,497.80
	FRANCE (GOVT OF)	490,000.00	532,973.00
	IRELAND GOVERNMENT BOND	110,000.00	95,062.00

		IRELAND GOVERNMENT BOND	260,000.00	247,049.40	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	420,000.00	407,379.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	200,000.00	182,278.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	390,000.00	445,368.30	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	310,000.00	232,093.90	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	530,000.00	489,518.60	
	ユーロ 小計		18,370,000.00 (2,926,524,700)	18,058,655.40 (2,876,924,392)	
国債証券 合計			8,428,321,578 (8,428,321,578)	7,985,120,350 (7,985,120,350)	
地方債証券	カナダ・ドル	ONTARIO (PROVINCE OF)	130,000.00	131,558.70	
		ONTARIO (PROVINCE OF)	320,000.00	263,993.60	
		ONTARIO (PROVINCE OF)	800,000.00	916,912.00	
		ONTARIO (PROVINCE OF)	290,000.00	287,326.20	
	カナダ・ドル 小計		1,540,000.00 (162,085,000)	1,599,790.50 (168,377,950)	
地方債証券 合計			162,085,000 (162,085,000)	168,377,950 (168,377,950)	
特殊債券	アメリカ・ドル	FNMA 545477	2,338.06	2,447.29	
		FNMA 555571	1,226.71	1,275.44	
		FNMA 602285	1,008.71	1,042.22	
		FNMA 609480	51.41	53.47	
		FNMA BL2815	87,000.00	82,174.98	
		FNMA BZ0065	73,000.00	76,108.34	
		FNMA FM9958	938,748.64	882,724.12	
		FNW 2003-W1 2A	122,181.36	123,625.54	
		FNW 2003-W3 1A1	1,791.57	1,864.39	
		FR ZI1716	10,627.27	11,003.05	
		FR ZS4136	2,209.66	2,311.92	
		GNMA 781542	2,247.66	2,328.62	
		GNMA 786812	470,932.35	484,193.80	
		GNMA CT0366	26,606.38	27,125.47	
		GNMA CU6592	30,672.83	31,225.24	
		GNMA CU6639	108,966.87	111,019.80	
		GNMA CU9006	17,745.42	18,103.70	
		GNMA CU9007	75,308.63	77,059.55	
		GNMA CX6938	52,321.61	54,158.62	
		GNMA MA7590	975,931.31	894,158.02	
		GNMA MA8723	1,956,352.51	1,901,926.78	
	アメリカ・ドル 小計		4,957,268.96 (707,699,717)	4,785,930.36 (683,239,417)	
	ユーロ	EFSF	440,000.00	445,922.40	
	ユーロ 小計		440,000.00 (70,096,400)	445,922.40 (71,039,898)	
特殊債券 合計			777,796,116.72 (777,796,117)	754,279,315 (754,279,315)	
社債券	アメリカ・ドル	APPLE INC	345,000.00	301,605.90	
		BACM 2015-UBS7 AS	144,000.00	141,330.24	
		BANK 2019-BN20 XA	1,354,772.47	44,721.03	

BANK OF AMERICA CORP	500,000.00	496,990.00
BBCMS 2021-C9 XA	1,402,066.07	107,342.17
BBCMS 2024-5C29 XA	2,968,000.00	202,002.08
BERKSHIRE HATHAWAY FIN	95,000.00	90,504.60
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	500,000.00	492,420.00
CGCMT 2018-C6 XA	2,457,128.14	66,588.17
COMM 2014-UBS5 AM	77,123.82	75,442.52
COMM 2015-LC21 XA	2,645,731.30	5,264.98
COMMONWEALTH BANK AUST	500,000.00	489,840.00
CSAIL 2015-C1 AS	136,000.00	133,766.88
CSAIL 2016-C6 AS	112,000.00	105,894.88
CSAIL 2018-CX12 XA	4,820,877.95	88,559.52
JPMBB 2014-C23 B	178,000.00	175,662.86
JPMBB 2015-C33 XA	1,456,810.91	9,848.04
JPMCC 2019-COR5 XA	2,985,364.74	148,730.87
JPMORGAN CHASE & CO	500,000.00	494,885.00
MET LIFE GLOB FUNDING I	510,000.00	495,021.30
META PLATFORMS INC	500,000.00	497,140.00
MSBAM 2014-C16 B	37,462.05	35,712.19
ROCHE HOLDINGS INC	250,000.00	223,682.50
UBSCM 2017-C1 A4	73,000.00	70,565.45
UBSCM 2017-C7 XA	990,617.13	25,637.17
UBSCM 2018-C13 AS	84,000.00	80,430.00
WFCM 2015-C31 AS	131,000.00	128,583.05
WFCM 2016-LC25 XA	1,180,332.32	16,772.52
WFCM 2020-C56 XA	3,378,411.78	176,150.38
WFRBS 2013-C11 B	45,730.24	43,944.93
アメリカ・ドル 小計	30,358,428.92 (4,333,969,313)	5,465,039.23 (780,189,001)
社債券 合計	4,333,969,312.61 (4,333,969,313)	780,189,001 (780,189,001)
合計		9,687,966,616 (9,687,966,616)

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 ( % )	有価証券の合計金額に 対する比率 ( % )
アメリカ・ドル	国債証券 9銘柄	39.37	57.33
	特殊債券 21銘柄	6.58	
	社債券 30銘柄	7.51	
イギリス・ポンド	国債証券 7銘柄	5.58	5.99
オーストラリア・ドル	国債証券 4銘柄	1.27	1.36
カナダ・ドル	国債証券 1銘柄	0.22	1.98
	地方債証券 4銘柄	1.62	
スウェーデン・クローナ	国債証券 2銘柄	0.21	0.23
デンマーク・クローネ	国債証券 2銘柄	0.26	0.28
ニュージーランド・ドル	国債証券 1銘柄	0.27	0.29
ノルウェー・クローネ	国債証券 1銘柄	0.21	0.22
ポーランド・ズロチ	国債証券 1銘柄	0.49	0.52
マレーシア・リンギット	国債証券 1銘柄	0.56	0.61
メキシコ・ペソ	国債証券 1銘柄	0.71	0.76
ユーロ	国債証券 36銘柄	27.69	30.43
	特殊債券 1銘柄	0.68	

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

## 2 【ファンドの現況】 【純資産額計算書】

2024年9月30日現在

資産総額	1,354,652,804円
負債総額	555,219円
純資産総額( - )	1,354,097,585円
発行済数量	602,554,314口
1口当たり純資産額( / )	2.2473円

### (参考)

ファンドは、重大な約款変更にともない2024年12月23日から2025年3月19日までの間、投資対象とするマザーファンドの入替えを実施しました。ファンドが2024年9月30日現在で投資している「ニッセイ国内株式マザーファンド」「ニッセイ国内債券マザーファンド」「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」につきましては、2025年3月20日以降は投資対象から除外されます。

### ニッセイ国内株式マザーファンド

2024年9月30日現在

資産総額	19,285,909,606円
負債総額	77,222,902円
純資産総額( - )	19,208,686,704円
発行済数量	9,342,611,005口
1口当たり純資産額( / )	2.0560円

### ニッセイ国内債券マザーファンド

2024年9月30日現在

資産総額	20,694,879,334円
負債総額	53,677,250円
純資産総額( - )	20,641,202,084円
発行済数量	15,032,939,146口
1口当たり純資産額( / )	1.3731円

### ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド

2024年9月30日現在

資産総額	69,446,472,645円
負債総額	1,104,547,288円
純資産総額( - )	68,341,925,357円
発行済数量	12,735,956,246口
1口当たり純資産額( / )	5.3661円

### ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド

2024年9月30日現在

資産総額	10,469,687,966円
負債総額	42,539,387円
純資産総額( - )	10,427,148,579円
発行済数量	2,962,751,390口
1口当たり純資産額( / )	3.5194円

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「3 委託会社等の経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

#### 1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。  
財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第282条及び第306条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。  
中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第29期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第30期事業年度に係る中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

( 1 ) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 ( 2023年3月31日 )	当事業年度 ( 2024年3月31日 )
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金	31,522,565	23,594,998
有価証券	5,099,877	4,958,109
前払費用	595,955	645,436
未収委託者報酬	5,813,921	7,068,985
未収運用受託報酬	3,456,007	7,149,867
未収投資助言報酬	259,830	308,690
その他	18,700	58,384
<b>流動資産合計</b>	<b>46,766,858</b>	<b>43,784,472</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物附属設備	1	150,182
車両	1	482
器具備品	1	92,889
<b>有形固定資産合計</b>	<b>243,554</b>	<b>210,951</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア		1,803,047
ソフトウェア仮勘定		1,198,151
その他		8,013
<b>無形固定資産合計</b>	<b>3,009,212</b>	<b>3,867,892</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券		37,635,584
関係会社株式		66,222
長期前払費用		11,881
差入保証金		367,613
繰延税金資産		1,600,306
その他		10,037
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>39,691,645</b>	<b>49,820,204</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>42,944,413</b>	<b>53,899,049</b>
<b>資産合計</b>	<b>89,711,272</b>	<b>97,683,522</b>

### 負債の部

流動負債			
預り金	53,649		89,613
未払収益分配金	7,080		6,178
未払手数料	2	2,148,508	2,551,424
未払運用委託報酬	2	1,868,264	4,921,643
未払投資助言報酬	2	801,755	895,917
その他未払金	2	2,880,396	1,753,139
未払費用	2	122,649	181,100
未払法人税等		1,689,458	3,839,095
未払消費税等		321,144	937,421
賞与引当金		1,047,233	1,342,646
その他		46,054	34,063
<b>流動負債合計</b>		<b>10,986,194</b>	<b>16,552,244</b>
固定負債			
退職給付引当金		2,402,314	2,474,312
役員退職慰労引当金		16,150	21,250
<b>固定負債合計</b>		<b>2,418,464</b>	<b>2,495,562</b>
<b>負債合計</b>		<b>13,404,658</b>	<b>19,047,806</b>
純資産の部			
株主資本			
資本金		10,000,000	10,000,000
資本剰余金			
資本準備金		8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計		<b>8,281,840</b>	<b>8,281,840</b>
利益剰余金			
利益準備金		139,807	139,807
その他利益剰余金			
配当準備積立金		120,000	120,000
研究開発積立金		70,000	70,000
別途積立金		350,000	350,000
繰越利益剰余金		57,905,876	60,488,508
利益剰余金合計		<b>58,585,683</b>	<b>61,168,315</b>
<b>株主資本合計</b>		<b>76,867,523</b>	<b>79,450,155</b>
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		254,732	484,519
繰延ヘッジ損益		306,177	329,920
<b>評価・換算差額等合計</b>		<b>560,910</b>	<b>814,439</b>
<b>純資産合計</b>		<b>76,306,613</b>	<b>78,635,715</b>
<b>負債・純資産合計</b>		<b>89,711,272</b>	<b>97,683,522</b>

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
<b>営業収益</b>		
委託者報酬	27,807,455	29,505,710
運用受託報酬	18,365,703	24,242,291
投資助言報酬	1,146,302	1,181,976
その他営業収益	4,497	11,333
<b>営業収益計</b>	<b>47,323,959</b>	<b>54,941,312</b>
<b>営業費用</b>		
支払手数料	10,826,133	11,188,210
広告宣伝費	34,423	46,512
公告費	125	375
調査費	9,426,129	14,344,571
支払運用委託報酬	3,994,350	8,375,976
支払投資助言報酬	3,279,321	3,524,180
委託調査費	143,143	140,696
調査費	2,009,314	2,303,717
委託計算費	278,897	281,167
営業雑経費	876,260	980,132
通信費	60,541	72,591
印刷費	166,600	174,220
協会費	37,646	37,566
その他営業雑経費	611,472	695,754
<b>営業費用計</b>	<b>21,441,969</b>	<b>26,840,969</b>
<b>一般管理費</b>		
役員報酬	114,167	242,750
給料・手当	5,179,604	5,515,210
賞与引当金繰入額	1,033,669	1,325,993
賞与	357,187	329,794
福利厚生費	988,302	1,094,736
退職給付費用	411,161	446,711
役員退職慰労引当金繰入額	5,850	8,700
役員退職慰労金	2,550	821
その他人件費	214,336	192,956
不動産賃借料	803,805	805,677
その他不動産経費	35,247	37,672
交際費	27,169	28,219
旅費交通費	133,750	177,813
固定資産減価償却費	663,401	687,280
租税公課	367,046	393,138
業務委託費	438,018	414,081
器具備品費	769,903	1,022,398
保険料	49,248	49,463
寄付金	10,762	4,382
諸経費	279,825	352,612
<b>一般管理費計</b>	<b>11,885,008</b>	<b>13,130,414</b>
<b>営業利益</b>	<b>13,996,981</b>	<b>14,969,928</b>
<b>営業外収益</b>		

受取利息	950		825	
有価証券利息	15,666		61,304	
受取配当金	191,353	1	61,395	
為替差益	22,628		182,640	
その他営業外収益	20,449		8,780	
営業外収益計	251,049		314,945	
 営業外費用				
金融派生商品費用	-		185,184	
控除対象外消費税	5,712		11,281	
その他営業外費用	314		14,042	
営業外費用計	6,026		210,509	
経常利益	14,242,004		15,074,365	
 特別利益				
投資有価証券売却益	97,919		220,932	
投資有価証券償還益	45,181		65,698	
特別利益計	143,100		286,630	
 特別損失				
投資有価証券売却損	73,703		5,154	
投資有価証券償還損	71,887		55,591	
固定資産除却損	2	1,757	2	8,209
事故損失賠償金	3	2,015	3	71
特別損失計	149,364		69,028	
税引前当期純利益	14,235,739		15,291,967	
法人税、住民税及び事業税	4,112,329		4,785,139	
法人税等調整額	74,919		114,620	
法人税等合計	4,187,249		4,670,518	
当期純利益	10,048,489		10,621,448	

( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本											株主資本合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金								
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	56,866,270	-	-	-	57,546,077	75,827,917
当期変動額													
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	9,008,883	9,008,883	9,008,883		
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	10,048,489	10,048,489	10,048,489		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	1,039,606	1,039,606	1,039,606		
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	57,905,876	58,585,683	58,585,683	76,867,523		

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	348,871	192,067	156,803	75,984,720
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	9,008,883
当期純利益	-	-	-	10,048,489
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	603,603	114,109	717,713	717,713
当期変動額合計	603,603	114,109	717,713	321,892
当期末残高	254,732	306,177	560,910	76,306,613

当事業年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本											株主資本合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金								
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計				
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	57,905,876	58,585,683	76,867,523			
当期変動額													
剩余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	8,038,816	8,038,816	8,038,816		
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	10,621,448	10,621,448	10,621,448		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	2,582,632	2,582,632	2,582,632		
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	60,488,508	61,168,315	79,450,155			

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	254,732	306,177	560,910	76,306,613
当期変動額				
剩余金の配当	-	-	-	8,038,816
当期純利益	-	-	-	10,621,448
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	229,786	23,743	253,529	253,529
当期変動額合計	229,786	23,743	253,529	2,329,102
当期末残高	484,519	329,920	814,439	78,635,715

注記事項  
(重要な会計方針)

項目	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日 )
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>その他有価証券 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。</p> <p>関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2 . デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3 . 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法)によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3~18年、車両6年、器具備品2~20年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
4 . 引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上していません。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>

5．収益及び費用の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p><b>投資信託委託業務</b></p> <p>投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。</p> <p>委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に收受しております。当該報酬は、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p> <p><b>投資運用業務</b></p> <p>投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。</p> <p>運用受託報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に收受しております。当該報酬は、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。また、成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。</p> <p><b>投資助言業務</b></p> <p>投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行ております。</p> <p>投資助言報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に收受しております。当該報酬は、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p>
6．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7．ヘッジ会計の方法	<p><b>ヘッジ会計の方法</b> 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p><b>ヘッジ手段とヘッジ対象</b> ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヘッジ手段・・・為替予約</li> <li>ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券</li> </ul> <p><b>ヘッジ方針</b> ヘッジ指定は、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間について、原則として個々取引毎に行います。</p> <p><b>ヘッジ有効性評価の方法</b> ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。</p>
8．グループ通算制度の適用	当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

## (未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）

## 1. 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるものです。

## 2. 適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

## 3. 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## (貸借対照表関係)

## 1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物附属設備	340,233千円	350,825千円
車両	6,246	6,729
器具備品	516,937	463,698
計	863,417	821,253

## (損益計算書関係)

## 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
受取配当金	174,180千円	42,264千円

## 2. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
器具備品	1,749	6,353
ソフトウェア	8	1,856
計	1,757	8,209

## 3. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2022年6月30日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	9,008,883千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	83,071円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2023年6月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	8,038,816千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	74,126円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月26日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	8,497,226千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	78,353円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月26日

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っています。

投資有価証券は主として地方債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品または市場価格のない株式等（注1）は次表に含まれてありません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

前事業年度（2023年3月31日）(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	23,445,768	23,460,731	14,962
その他有価証券	19,289,693	19,289,693	-
資産計	42,735,461	42,750,424	14,962
デリバティブ取引（）			
ヘッジ会計が適用されて いるもの	24,321	24,321	-
デリバティブ取引計	24,321	24,321	-

( ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

(単位：千円)

当事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	28,036,676	27,975,611	61,065
その他有価証券	24,465,367	24,465,367	-
資産計	52,502,043	52,440,978	61,065
デリバティブ取引( )			
ヘッジ会計が適用されて いるもの	10,936	10,936	-
デリバティブ取引計	10,936	10,936	-

( ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	前事業年度
	(2023年3月31日)
関係会社株式	66,222

(単位：千円)

区分	当事業年度
	(2024年3月31日)
関係会社株式	66,222

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	19,289,693	-	19,289,693
デリバティブ取引( )				
為替予約	-	24,321	-	24,321
合計	-	19,265,372	-	19,265,372

( )デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

当事業年度（2024年3月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	3,473,100	20,992,267	-	24,465,367
デリバティブ取引( )				
為替予約	-	10,936	-	10,936
合計	-	24,454,430	-	24,454,430

( )デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

## (2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	-	23,460,731	-	23,460,731
合計	-	23,460,731	-	23,460,731

当事業年度（2024年3月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	-	27,975,611	-	27,975,611
合計	-	27,975,611	-	27,975,611

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

国債・地方債は相場価格を用いて評価しております。国債は、市場での取引頻度が高く、活発な市場における相場価格と認められるため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほど重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	31,522,565	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	5,100,000	18,340,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他（注）	3,029,947	15,086,454	997,574	175,716
合計	39,652,513	33,426,454	997,574	175,716

(注) 投資信託受益証券であります。

当事業年度(2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	23,594,998	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,950,000	23,050,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債等	-	-	-	3,000,000
その他（注）	8,363,707	9,339,165	2,160,208	928,678
合計	36,908,706	32,389,165	2,160,208	3,928,678

(注) 投資信託受益証券であります。

## (有価証券関係)

## 1. 満期保有目的の債券

前事業年度（2023年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	13,455,768	13,484,645	28,876
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	13,455,768	13,484,645	28,876
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	9,990,000	9,976,086	13,914
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	9,990,000	9,976,086	13,914
合計		23,445,768	23,460,731	14,962

当事業年度（2024年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	1,094,587	1,098,374	3,786
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	1,094,587	1,098,374	3,786
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	26,942,089	26,877,237	64,852
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	26,942,089	26,877,237	64,852
合計		28,036,676	27,975,611	61,065

## 2. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	6,778,610	6,336,999	441,610
	小計	6,778,610	6,336,999	441,610
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	12,511,082	13,413,000	901,917
	小計	12,511,082	13,413,000	901,917
合計		19,289,693	19,749,999	460,306

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	3,473,100	3,459,180	13,920
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	6,089,659	5,473,000	616,659
小計		9,562,759	8,932,180	630,579
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	14,902,608	16,307,000	1,404,391
小計		14,902,608	16,307,000	1,404,391
合計		24,465,367	25,239,180	773,812

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	325,215	97,919	73,703
合計	325,215	97,919	73,703

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	2,529,777	220,932	5,154
合計	2,529,777	220,932	5,154

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度(2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度(2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資有価証券	1,129,663	-	24,321
合計			1,129,663	-	24,321

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

当事業年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資有価証券	916,030	-	10,936
合計			916,030	-	10,936

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制適用者及び年俸制非適用者を制度の対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,324,488 千円	2,226,246 千円
勤務費用	261,043	295,775
利息費用	7,886	14,661
数理計算上の差異の発生額	51,020	16,051
退職給付の支払額	318,533	240,354
その他	2,382	4,124
退職給付債務の期末残高	2,226,246	2,284,401

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	147,543千円	162,914千円
退職給付費用	18,835	16,453
退職給付の支払額	1,081	15,208
その他	2,382	4,124
退職給付引当金の期末残高	162,914	160,035

## (3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,389,160千円	2,444,436千円
未認識数理計算上の差異	13,153	29,875
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,402,314	2,474,312
退職給付引当金	2,402,314	2,474,312
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,402,314	2,474,312

## (4) 退職給付費用

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	18,835千円	16,453千円
勤務費用	261,043	295,775
利息費用	7,886	14,661
数理計算上の差異の当期費用処理額	10,874	670
確定給付制度に係る退職給付費用	298,639	327,560

## (5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
割引率	0.66 %	0.88%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度において75,867千円、当事業年度において81,815千円であり、退職給付費用に計上しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
賞与引当金	320,663 千円	411,118 千円
未払事業税	113,779	154,657
退職給付引当金	735,588	757,634
税務上の繰延資産償却超過額	2,055	1,901
役員退職慰労引当金	4,945	6,506
投資有価証券評価差額	314,276	459,720
減価償却超過額	48,992	1,035
その他	180,561	203,947
小計	<u>1,720,862</u>	<u>1,996,521</u>
評価性引当額	12,818	7,242
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>1,708,043</b>	<b>1,989,278</b>
<b>繰延税金負債</b>		
特別分配金否認	10,817	15,934
投資有価証券評価差額	96,919	164,220
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>107,737</b>	<b>180,154</b>
<b>繰延税金資産( は負債)の純額</b>	<b>1,600,306</b>	<b>1,809,123</b>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳  
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。  
これにより、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	5,921,322

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	6,138,470

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## (収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至2023年3月31日 )	当事業年度 (自 2023年4月1日 至2024年3月31日 )
<b>営業収益</b>		
投資信託委託業務	27,807,455	29,505,710
投資運用業務（注）	18,365,703	24,242,291
投資助言業務	1,146,302	1,181,976
その他営業収益	4,497	11,333
<b>計</b>	<b>47,323,959</b>	<b>54,941,312</b>

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) の「5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りでございます。

## (関連当事者との取引)

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有)直接100.00%	兼任有出向有転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	5,922,395	未収運用受託報酬	1,446,614
								投資助言報酬の受取	118,702	未収投資助言報酬	10,996
								グループ通算に伴う支払	2,065,951	その他未払金	2,065,951

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有)直接100.00%	兼任有出向有転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	6,088,919	未収運用受託報酬	1,590,885
								投資助言報酬の受取	117,195	未収投資助言報酬	11,015
								グループ通算に伴う支払	624,787	その他未払金	624,787

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

( 1 株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日 )	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日 )
1 株当たり純資産額	703,623円97銭	725,100円65銭
1 株当たり当期純利益金額	92,657円21銭	97,940円47銭

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 . 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日 )	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日 )
当期純利益	10,048,489千円	10,621,448千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	10,048,489千円	10,621,448千円
期中平均株式数	108千株	108千株

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第30期中間会計期間末

(2024年9月30日現在)

## 資産の部

## 流動資産

現金・預金	8,797,070
有価証券	7,177,496
前払費用	845,824
未収委託者報酬	8,184,349
未収運用受託報酬	6,377,456
未収投資助言報酬	294,298
その他	170,143
流動資産合計	<u>31,846,639</u>

## 固定資産

有形固定資産	1	215,964
無形固定資産		4,063,289
投資その他の資産		
投資有価証券		50,639,238
関係会社株式		66,222
長期前払費用		19,335
差入保証金		359,166
繰延税金資産		1,504,365
その他		9,991
投資その他の資産合計		<u>52,598,319</u>
固定資産合計		<u>56,877,573</u>
資産合計		<u>88,724,213</u>

### 負債の部

流動負債	
預り金	60,635
未払収益分配金	6,131
未払手数料	2,799,139
未払運用委託報酬	2,648,819
未払投資助言報酬	950,011
その他未払金	539,205
未払費用	327,139
未払法人税等	2,177,878
未払消費税等	2
前受投資助言報酬	468,742
賞与引当金	42,288
その他	739,274
流動負債合計	<u>13,188</u>
	<u>10,772,456</u>
固定負債	
長期未払金	19,450
退職給付引当金	<u>2,573,614</u>
固定負債合計	<u>2,593,064</u>
負債合計	<u>13,365,520</u>
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,000,000
資本剰余金	
資本準備金	<u>8,281,840</u>
資本剰余金合計	<u>8,281,840</u>
利益剰余金	
利益準備金	139,807
その他利益剰余金	
配当準備積立金	120,000
研究開発積立金	70,000
別途積立金	350,000
繰越利益剰余金	<u>57,100,795</u>
利益剰余金合計	<u>57,780,602</u>
株主資本合計	<u>76,062,442</u>
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	433,813
繰延ヘッジ損益	<u>269,935</u>
評価・換算差額等合計	<u>703,749</u>
純資産合計	<u>75,358,692</u>
負債・純資産合計	<u>88,724,213</u>

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第30期中間会計期間  
(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	15,951,960
運用受託報酬	11,538,636
投資助言報酬	618,305
その他営業収益	9,627
営業収益計	<u>28,118,529</u>
営業費用	
一般管理費	13,741,273
営業利益	1 <u>6,879,283</u>
営業外収益	2 <u>7,497,973</u>
営業外費用	3 <u>86,867</u>
経常利益	3 <u>127,529</u>
特別利益	4 <u>7,457,311</u>
特別損失	4 <u>47,164</u>
税引前中間純利益	5 <u>168,558</u>
法人税、住民税及び事業税	7,335,917
法人税等調整額	2,035,467
法人税等合計	<u>237,084</u>
中間純利益	<u>2,272,551</u>
	<u>5,063,365</u>

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第30期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本											株主資本合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計		配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	60,488,508	61,168,315	46,146	46,146	46,146	79,450,155
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,497,226	8,497,226	8,497,226	8,497,226
遡及処理後当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	60,534,655	61,214,462	46,146	46,146	46,146	79,496,302
当中間期変動額													
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,063,365	5,063,365	5,063,365	5,063,365
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,433,860	3,433,860	3,433,860	3,433,860
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,433,860	3,433,860	3,433,860	3,433,860
当中間期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	57,100,795	57,780,602	57,780,602	57,780,602	57,780,602	76,062,442

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	484,519	329,920	814,439	78,635,715
会計方針の変更による累積的影響額	46,146	-	46,146	-
遡及処理後当期首残高	530,666	329,920	860,586	78,635,715
当中間期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	8,497,226
中間純利益	-	-	-	5,063,365
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	96,852	59,985	156,837	156,837
当中間期変動額合計	96,852	59,985	156,837	3,277,023
当中間期末残高	433,813	269,935	703,749	75,358,692

注記事項

(重要な会計方針)

項目	第30期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日 )
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>その他有価証券 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2 . デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3 . 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～18年、車両6年、器具備品2～20年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4 . 引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在籍者に対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上していません。</p>

5 . 収益及び費用の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p><b>投資信託委託業務</b></p> <p>投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。</p> <p>当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p> <p><b>投資運用業務</b></p> <p>投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。</p> <p>当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p> <p><b>投資助言業務</b></p> <p>投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。</p> <p>当該契約については、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p>
6 . 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7 . ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法</p> <p>繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p><b>ヘッジ手段とヘッジ対象</b></p> <p>ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヘッジ手段・・・為替予約</li> <li>ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券</li> </ul> <p><b>ヘッジ方針</b></p> <p>ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個々取引毎に行います。</p> <p><b>ヘッジ有効性評価の方法</b></p> <p>ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。</p>
8 . グループ通算制度の適用	当社は日本生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

#### (会計方針の変更)

##### (法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日、以下「2022年改正会計基準」という)等を、当中間会計期間の期首から適用し、資産または負債の評価替えにより生じた評価差額等に対して課される当中間会計期間の所得に対する法人税、住民税及び事業税等の計上区分を見直しております。

2022年改正会計基準等の適用については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに従っており、2022年改正会計基準が定める新たな会計方針を当中間会計期間の期首より適用しております。この結果、当中間会計期間の期首の利益剰余金が46,146千円増加するとともに、その他有価証券評価差額金の当期首残高が同額減少しております。



## (中間貸借対照表関係)

第30期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	832,741千円
2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

## (中間損益計算書関係)

第30期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1. 減価償却の実施額	
有形固定資産	16,159千円
無形固定資産	401,891千円
2. 営業外収益のうち主要なもの	
有価証券利息	49,709千円
受取配当金	32,394千円
3. 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	60,547千円
金融派生商品費用	63,737千円
4. 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	47,164千円
5. 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	29,235千円
投資有価証券償還損	138,874千円

## (追加情報)

## (役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、2024年6月26日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴い退職慰労金の打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を取り崩し打ち切り支給額の未払金19,450千円を固定負債の「長期末払金」として表示しております。

## (中間株主資本等変動計算書関係)

## 第30期中間会計期間

(自 2024年4月1日

至 2024年9月30日 )

## 1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	8,497,226	78,353	2024年3月31日	2024年6月26日

（金融商品関係）

第30期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（注1）は次表に含まれておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券			
満期保有目的の債券	7,177,496	7,170,723	6,773
その他有価証券	-	-	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	23,736,340	23,610,939	125,401
その他有価証券	26,902,898	26,902,898	-
デリバティブ取引 ( )			
ヘッジ会計が適用され ていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用され ているもの	18,913	18,913	-

( )デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

（注1）市場価格のない株式等

関係会社株式（中間貸借対照表計上額66,222千円）は、市場価格のない株式等と認められるため、上表に記載していません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融商品  
第30期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	3,405,300	23,497,598	-	26,902,898
デリバティブ取引( )				
為替予約	-	18,913	-	18,913
合計	3,405,300	23,516,511	-	26,921,811

( )デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

## (2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融商品

第30期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	-	30,781,662	-	30,781,662
合計	-	30,781,662	-	30,781,662

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

国債・地方債は相場価格を用いて評価しております。国債は、市場での取引頻度が高く、活発な市場における相場価格と認められるため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第30期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	995,797	998,300	2,502
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
小計		995,797	998,300	2,502
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	29,918,038	29,783,362	134,676
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
小計		29,918,038	29,783,362	134,676
合計		30,913,836	30,781,662	132,174

2. その他有価証券

	種類	取得原価または 償却原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価または償却原 価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注)	7,320,000	7,939,819	619,819
小計		7,320,000	7,939,819	619,819
中間貸借対照表 計上額が取得原 価または償却原 価を超えないも の	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	3,459,180	3,405,300	53,880
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注)	16,759,000	15,557,778	1,201,221
小計		20,218,180	18,963,078	1,255,101
合計		27,538,180	26,902,898	635,281

(注) 投資信託受益証券等であります。

**(デリバティブ取引関係)**

**1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引**

第30期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

該当事項はありません。

**2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引**

**(1) 通貨関連**

第30期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資有価証券	773,596	-	18,913
合計			773,596	-	18,913

（注1）時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

**(収益認識関係)**

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

区分	第30期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
<b>営業収益</b>	
投資信託委託業務	15,951,960千円
投資運用業務	11,538,636千円
投資助言業務	618,305千円
その他	9,627千円
<b>計</b>	<b>28,118,529千円</b>

**(セグメント情報等)**

**[セグメント情報]**

第30期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**[関連情報]**

第30期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

**1. サービスごとの情報**

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

**2. 地域ごとの情報**

**(1) 営業収益**

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

**(2) 有形固定資産**

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	3,300,663

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第30期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第30期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第30期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第30期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	694,883円19銭
1株当たり中間純利益金額	46,689円34銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益金額	5,063,365千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	5,063,365千円

期中平均株式数 108千株

(重要な後発事象)

第30期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

<訂正前>

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託会社

##### a.名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

##### b.資本金の額

2024年3月末現在、324,279百万円

##### c.事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

#### (参考)再信託受託会社の概況

##### a.名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

##### b.資本金の額

2024年3月末現在、10,000百万円

##### c.事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2)販売会社

(資本金の額：2024年3月末現在)

a.名称	b.資本金の額 (単位：百万円)	c.事業の内容
株式会社静岡銀行	90,845	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
株式会社北洋銀行	121,101	
日本生命保険相互会社	1,450,000	保険業法に基づき監督官庁の免許を受け、生命保険業を営んでいます。

#### (3)投資顧問会社

##### a.名称

ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー

##### b.資本金の額

2023年12月末現在、12,552,166米ドル（約1,780百万円。1米ドル=141.83円）

（注）資本の額はCapital-Issued and Outstanding（発行済流通株式資本）を記載しております。

##### c.事業の内容

内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

#### (1)受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

#### (2)販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

#### (3)投資顧問会社

委託会社との契約に基づいて、「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」および「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の運用指図（国内の短期金融資産を除きます）を行います。

### 3 【資本関係】

日本生命保険相互会社（販売会社）は、委託会社の株式を108,448株（持株比率100%）保有しています。

委託会社が所有する関係法人の株式または関係法人が所有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記しています。

<訂正後>

#### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### ( 1 ) 受託会社

###### a . 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

###### b . 資本金の額

2024年3月末現在、324,279百万円

###### c . 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

###### (参考) 再信託受託会社の概況

###### a . 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

###### b . 資本金の額

2024年3月末現在、10,000百万円

###### c . 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

##### ( 2 ) 販売会社

（資本金の額：2024年3月末現在）

a . 名称	b . 資本金の額 (単位：百万円)	c . 事業の内容
株式会社静岡銀行	90,845	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
株式会社北洋銀行	121,101	
日本生命保険相互会社	1,450,000	保険業法に基づき監督官庁の免許を受け、生命保険業を営んでいます。

##### ( 3 ) 投資顧問会社

（資本金の額：2023年12月末現在）

a . 名称	b . 資本金の額	c . 事業の内容
ブラウン・アドバイザリー・リミテッド	非公開のため、記載事項はありません。	米国および英国の運用拠点において、資産運用業務等を行っています。
サンダース・キャピタル・エルエルシー	102,747,255米ドル (約144.9億円。 1米ドル=140.98円)	内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその他付随する一切の業務を営んでいます。

フランクリン・アドバイザー ズ・インク	非公開のため、記載事項 はありません。	米国において、資産運用業務等を 行っています。
------------------------	------------------------	----------------------------

## 2 【関係業務の概要】

### ( 1 ) 受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

### ( 2 ) 販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

### ( 3 ) 投資顧問会社

委託会社との契約に基づき、各社は以下のマザーファンドの運用指図（国内の短期金融資産を除きます）を行います。

投資顧問会社	マザーファンド
ブラウン・アドバイザリー・リミテッド	ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式マザーファンド
サンダース・キャピタル・エルエルシー	ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式 マザーファンド
フランクリン・アドバイザーズ・インク	ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド

## 3 【資本関係】

日本生命保険相互会社（販売会社）は、委託会社の株式を108,448株（持株比率100%）保有しています。

委託会社が所有する関係法人の株式または関係法人が所有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記しています。

# 独立監査人の監査報告書

2024年12月18日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイバランスアクティブの2024年3月22日から2024年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCニッセイバランスアクティブの2024年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
  - 2 . X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 横口誠之

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 大竹新

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

- 
- 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
  - 2 . X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年11月29日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 大竹 新

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 鈴木 健嗣

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
  2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。